

平成17年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成17年9月27日 午前10時07分開議

1. 応招議員

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 寺門博志君 | 22番 | 松崎信一君 |
| 2番 | 多田政士君 | 23番 | 小松崎三夫君 |
| 3番 | 阿久津則男君 | 24番 | 鯉淵秀雄君 |
| 4番 | 桐原健一君 | 25番 | 根本正典君 |
| 5番 | 所和明君 | 26番 | 大座畑洋二君 |
| 6番 | 飯村吉伊君 | 27番 | 森田勝一君 |
| 7番 | 小林祥宏君 | 28番 | 浅野壽一君 |
| 8番 | 小田部博夫君 | 29番 | 桧山年載君 |
| 9番 | 仲田澄雄君 | 30番 | 阿久津尚一君 |
| 10番 | 玉川台俊君 | 31番 | 小坏孝君 |
| 11番 | 南條治君 | 32番 | 小松文良君 |
| 12番 | 澤田豊一君 | 33番 | 清水進喜君 |
| 13番 | 金子栄治君 | 34番 | 小林宏君 |
| 14番 | 加藤文夫君 | 35番 | 福田定夫君 |
| 15番 | 杉山清君 | 36番 | 保坂藤吾君 |
| 16番 | 川井昇君 | 37番 | 宮本仁君 |
| 17番 | 藤咲徳治君 | 38番 | 石崎貞夫君 |
| 18番 | 佐藤國保君 | 39番 | 近澤定夫君 |
| 19番 | 羽根石栄一君 | 40番 | 篠田守君 |
| 20番 | 寺田和郎君 | 41番 | 関谷誠君 |
| 21番 | 三村由利子君 | 42番 | 阿久津堅次君 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 寺門博志君 | 22番 | 松崎信一君 |
| 2番 | 多田政士君 | 23番 | 小松崎三夫君 |
| 3番 | 阿久津則男君 | 24番 | 鯉淵秀雄君 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 4番 | 桐原健一君 | 25番 | 根本正典君 |
| 5番 | 所和明君 | 26番 | 大座畑洋二君 |
| 6番 | 飯村吉伊君 | 27番 | 森田勝一君 |
| 7番 | 小林祥宏君 | 28番 | 浅野壽一君 |
| 8番 | 小田部博夫君 | 29番 | 桧山年載君 |
| 9番 | 仲田澄雄君 | 30番 | 阿久津尚一君 |
| 10番 | 玉川台俊君 | 31番 | 小坏孝君 |
| 11番 | 南條治君 | 32番 | 小松文良君 |
| 12番 | 澤田豊一君 | 33番 | 清水進喜君 |
| 13番 | 金子栄治君 | 34番 | 小林宏君 |
| 14番 | 加藤文夫君 | 35番 | 福田定夫君 |
| 15番 | 杉山清君 | 36番 | 保坂藤吾君 |
| 16番 | 川井昇君 | 37番 | 宮本仁君 |
| 17番 | 藤咲徳治君 | 38番 | 石崎貞夫君 |
| 18番 | 佐藤國保君 | 39番 | 近澤定夫君 |
| 19番 | 羽根石栄一君 | 40番 | 篠田守君 |
| 20番 | 寺田和郎君 | 41番 | 関谷誠君 |
| 21番 | 三村由利子君 | 42番 | 阿久津堅次君 |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|---|---|-------|
| 町 | 長 | 金長義郎 |
| 助 | 役 | 岩間伸博 |
| 収 | 入 | 富田孝一 |
| 教 | 育 | 三村亮一 |
| 代 | 表 | 一木邦彦 |
| 町 | 長 | 富永郁夫 |
| 総 | 務 | 森島哲男 |
| 企 | 画 | 加藤木昭博 |
| 管 | 財 | 海野勝美 |
| 税 | 務 | 加倉井一史 |
| 町 | 民 | 丹下栄一 |
| 保 | 険 | 仲田政男 |

| | |
|-------------|-------|
| 健康福祉課長 | 綿引昭治 |
| 産業振興課長 | 高橋洋造 |
| 建設課長 | 川又憲明 |
| 都市計画課長 | 杉山勝男 |
| 下水道課長 | 小林修一 |
| 会計課長 | 小林陸春 |
| 水道課長 | 阿久津和文 |
| 農業委員会事務局長 | 河原井宗蔵 |
| 教育委員会学校教育課長 | 所道彦 |
| 教育委員会生涯学習課長 | 岩下泉 |
| 桂支所長 | 谷津信雄 |
| 七会支所長 | 富田一郎 |
| 診療所事務長 | 盛田守 |

1. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 田上勤 |
| 局長補佐 | 菊地良子 |
| 書記 | 鯉淵和己 |
| 書記 | 佐藤宰 |

1. 議事日程

議事日程第2号

平成17年9月27日(火曜日)

午前10時07分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時07分開議

議員の出欠

議長（関谷 誠君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は41名です。遅刻、31番小坪 孝君。

開議の宣告

議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、助役、収入役、教育長、代表監査委員、室長、課長、局長、支所長、事務長がそれぞれ出席しております。

傍聴人11名を許可いたしました。

発言の訂正

議長（関谷 誠君） ここで、昨日の代表監査委員の決算審査のご意見について一部修正の申し入れがありますので、これを許可いたします。

代表監査委員。

〔代表監査委員一木邦彦君登壇〕

代表監査委員（一木邦彦君） 昨日ご報告申し上げました平成16年度の各会計の決算に伴う監査委員の意見の中で、一部訂正をお願いいたします。

「合併後の2カ月間の新町決算のため不用額が多く出ているのはいたし方ないものと思われる」という部分を「合併後の2カ月間の新町決算のため不用額が多く出ているが、これらについては的確な予算見積もりや補正をするなど適切な事務処理をされたい」に訂正をお願いいたします。

一般質問

議長（関谷 誠君） 通告第8号、21番三村由利子君の発言を許可いたします。
21番三村君。

〔21番三村由利子君登壇〕

21番（三村由利子君） それでは、通告によりまず一般質問をさせていただきます。

私は、質問順番が8番目でありまして、これまで同じ議題が重複している部分が多くございます。したがって、私は、角度を変えた形での質問に入らせていただきます。

まず最初は、アスベスト対策についてでございます。

今や大きな社会問題になっていますアスベスト被害は、30年以上前にWHOから発がん性を指摘されましたけれども、当時の旧環境庁は国民の健康被害は少ないと判断していて、

過去の対策の失敗が、今日の大きな社会問題になったと言われております。つまり、アスベストに対する国の認識・対応が十分でなかったことに端を発しているわけでございます。

このことから、本町において、町民や児童・生徒の安全を最重視する上で、執行部の皆さんがこのアスベストについての認識度はどの程度なのかをお尋ねいたします。

(1)の町内学校施設、公共施設での石綿使用の有無について、現在調査中であるという前質問者への答弁を聞いております。

それから、全国的に、今、実態調査が実施されていると聞いておりますが、この結果を見る前に、本町において建築時の当時の工業者がアスベストを吹きつけたという証言を耳にいたしております。これが事実となれば、対応はどのようにされるものかをお尋ねいたします。

(2)の公表された町内の一事業所について、石綿取り扱いの現況と安全性という問題であります。この件についても、県と町が共同で立ち入り調査をして安全を確認したという昨日の答弁で理解したというふうに考えております。

次に、大きな2番目といたしまして、合併後の目玉事業と位置づけしました消防署所の設置計画はどのように進行しているかという問題でございます。

合併するからにはよき合併にしなければいけないと、合併にかかわった者すべての関係者が心中深く期するところであり、新しい、ぴかぴかの城里町をつくろうと事業計画は立てられ、その実現に向けて事業の推進をしているものと思われま。

合併後の目玉事業と位置づけた消防署所の設置の問題であります。その進捗状況について答弁を求めることでおりましたが、さきの質問者で大方の状況は判明いたしました。

しかし、この件は、町民の生活に安全と安心を確保するための事業として、迅速な取り組みが求められることと思えます。合併協議会の中でこの消防署所の設置プロジェクトチームが結成され、5回の協議を重ね、事務レベルの検討は進んでいたかと認識しておりますが、その後、設置場所の決定で予想以上の時間がかかっているかのように思われま。その原因はどこにあるのかをお尋ねいたします。

この事業は合併の財政措置事業であります。借金をせず、今ある町の公有地を活用する方法も検討したものか、お尋ねいたします。公有地を使い、用地以外の部分を財政措置を受ける方法もあったのではないかと考えま。町長の所見をお伺いいたします。

次に、(2)コミュニティバスの導入問題の進捗状況についてでございます。

合併後の事業として、特に高齢者の方々から、このコミュニティバスの運行は期待されている事業でございます。3月の議会の際に、コミュニティバスについての私の質問では、当初予定でありました平成18年度運行開始は無理ではないかという答弁を聞いたかのように記憶してございます。

合併後の事業の施策と位置づけた事業計画をしたからには、実現に向けて積極的に事業を推進しなければならないと考えま。住民同士の交流の促進に、コミュニティバスの導

入は大きな要素になることは間違いないばかりか、高齢者の生きがいある生活づくりを大きく支援する事業でもあります。早期実現に当たって、問題となっている事項はどのようなことがあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

合併前、プロジェクトチームを結成し、数回の協議、先進事例調査等を行った経過等を見ると、今、皆さんの、このプロジェクトチーム、その計画の士気が、当時と比較して停滞しているかのように感じられますが、私の思い過ごしなのでしょうか。執行部の皆さんのお考えをお尋ねいたします。

以上で1回目を終わります。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 三村議員からの一般質問でございますが、ご答弁申し上げたいと思います。

最初に、アスベスト対策についてということで、昨日も何人かの議員からも質問がありましたので、概略はその中でお話を申し上げておりますが、町としましても、今、新聞報道等に出ておりますように、非常に重大な社会的な問題であるというふうに認識はいたしております。

そういう中で、昨日も申し上げましたように、町内のアスベストの事業所等につきましては、県が立入検査をいたしまして、町も立ち会いをして検査をして、その事業が廃止になっておると、そういう状況でございます。

それと、公共施設等につきましては、昨日も申し上げましたように、101施設について、全体の目視、また設計図書によって調査をいたしております。そういう中で、それらの疑いがあると、また、設計に載っていると、そういうものについては、再度専門家の調査を依頼をして、行っているということでございます。

いずれにいたしましても、平成8年度以前に竣工した建築物ということで、昭和の時代に建てたものについては、建築物の中にアスベスト吹きつけとか、ロックウールと言われている、そういうものについては建築資材の中に入っておるということは、認識をいたしております。

次に、消防署所の設置場所についてであります。これにつきましても、昨日の一般質問の中でありましたので、概略はご説明申し上げましてご理解をいただいております。

なぜおけているのかということでありますが、現在、用地の交渉中であり。相手方がある問題でありますので、そういう中で用地交渉がまとまれば進んでいくと、そういうふうに認識をいたしております。

また、公有地を使ってはどうかということでありますが、全額県の支援事業であります。そういう中で、そういうことを言っはあれですが、公有地を使うと許可されない、無償

で町が用地を出すと、そういう形になります。そういうこともいろいろ勘案しながら、今回の用地の選定ということに至ったわけであります。

次に、コミュニティバスであります。やはり、昨日質問をいただいております。そういう中でお話を申し上げておりますが、庁内に新交通システム研究会、そういうものを立ち上げて、アンケート調査、そういうものを取りまとめをして、現在それらの分析をしておるところであります。そういう中で、コミュニティバスをどういう形にするのかと、いわゆる固定式の停留所で循環する場合、またはデマンド式のドア・ツー・ドアのそういう方式にするのかと、そういうことでよく近隣調査を、先進地事例等も調査をして実施していきたいと、そういうふうに考えています。

以上であります。

議長（関谷 誠君） ただいま31番小坪君が出席いたしました。さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

21番。

〔21番三村由利子君登壇〕

21番（三村由利子君） 2回目の質問でございますけれども、執行部の皆さんがどの程度アスベストについて認識されているかというお尋ねをいたしました。これは、なぜそういう質問をしたかといいますと、もともと、この石綿被害の発生は、政府の対応のおくれなんです。つまり、旧環境庁とか、労働省とか、旧自治省等のお互いの責任の押しつけ合いでいるということなんです。つまり、責任のなすり合いという結果を、今もたらしているわけです。

もちろん、このアスベスト被害に対しては、一部局で対応できるものではないので、執行部の皆さんが連携をされて、関係法令とか、あるいは建築廃材の問題、きのうも何度も出ておりますけれども、その処理の仕方とか、やはり、これは連携がまずその対策の一番のかなめだと思っております。ですから、環境課、町民課扱いだと思いますが、環境課はもちろんのこと、建設課、あるいはその他もろもろの関係部局がお互いに連携をとり合わなければこの問題是对応し切れないという思いがいたしますので、どうぞ、一局で担うということになさらずに、皆さんでお互いに情報を交換し、そして、連携をとっていただきたいと思っております。

それから、101カ所の公共施設を設計書等から今調査中であるということですが、学校のある施設で、当時の請負業者が鉄骨に被覆材としてアスベストを吹きつけたという、たしかアスベストだったというふうな証言をいただいておりますから、それを早急に設計書等を調査の上、そういう部門は、調査の結果を待たずに町独自で積極的に取り組まれることを私は望みたいと思っておりますが、執行部の皆さんはその意思があるかどうかをお尋ねいたします。

それから、消防署所の設置、これは、合併協議会の時点で既にデザイン化されているも

のというふうに私は理解しておりまして、用地の決定、きのうの時点では、水戸茂木線の一角だというふうな答弁をいただきましたけれども、いろいろ情報が飛び交っておりまして、既に用地は決まっているんだというような話も聞いておりますけれども、今の町長の答弁では、用地を交渉中だということは、そこに決定、候補を絞っているということで理解してよろしいんですか。もし差し支えなければ、そこはどのような場所なのかお尋ねを申し上げたいと思います。

そして、その決定権はどこにあるのか。もちろん町長が場所の決定権はお持ちなのか、それとも委託しています科学センターにあるのか、その辺がちょっとあいまいなものですから、場所の決定権はどなたにあるのかということをお尋ねいたします。

それで、きのうの答弁の中で、計数的に水戸茂木線の一角がいいんではないかという調査結果が出ているということですが、その計数的な候補地というのは、どれだけ今後の事業に対して有効性があるのかということをお尋ねいたします。

それから、公有地の検討は、これは県の全額補助だから公有地を使うことはできないんだということですので、この件については理解をいたしました。

それから、コミュニティバスの問題であります。検討委員会というのがありまして、その組織と運営方法、これはどういうふうになっているのか。それから、計画の中に既存バスとのすみ分けはどうなるのかという問題点。それから、いろいろな課題はコンサルタントに委託するというございませけれども、委託した結果はどうだったのか。その3点をコミュニティバスについてはお尋ねをいたします。

よろしく願いいたします。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） アスベストの問題につきましては、執行部としても、先ほど申し上げましたように、日常の生活用品の中等にも含まれているということで、非常に重大な問題ということで認識はいたしております。それらに対しまして、内部の対応としましては、やはり、それぞれの部署で、そういう認識のもとに連携をとりながら十分に対応してまいりたい、そういうふうに考えております。

また、学校のアスベストの件がありましたが、昨日も申し上げましたように、目視、設計図書によって、小学校10校中6校にあるというようになっておりますので、そういうことに対しましても、細部の調査を行いましてそれぞれの対応をしてまいりたい、そういうふうに考えております。

それと、消防署の問題であります。議員はちょっと誤解していると思うんですが、水戸茂木線ではありませんで、日立笠間線というふうなことで、きのう申し上げたと思います。日立笠間線の沿線ということで、現在用地の交渉中であります。これについては、消防署所設置場所検討委員会、区長さんの代表、消防団、議会、それらの代表の方にメン

バーの中で決定をしておるところであります。そのポイントとしては、大きい丸で決定をしたというような形でございます。

計数的な問題につきましては、担当課長の方からご説明を申し上げたいと思います。

また、コミュニティバスの件であります。新交通システム研究会、これは、庁内のそれぞれの横の連携をとりながら、いろいろな部署の担当職員が集まって研究会をやっていると、そういう意味でございます。そういう中で、今後の検討をしまっているということでもあります。

以上でございます。

議長（関谷 誠君） 総務課長。

〔総務課長森島哲男君登壇〕

総務課長（森島哲男君） それでは、三村議員の消防署所の設置の基準ということで、ご答弁申し上げたいと思います。

この消防署所の設置基準につきましては、財団法人消防科学総合センターというところに調査をお願いいたしまして、つくったものでございます。まず、消防力の位置、それから配置、評価、検討については、加重平均というような形で通常決めております。これにつきましては、消防署からの一定範囲の人口の比率、火災や救急に対する消防隊、救急隊の現場到着時間、そういうものを踏まえまして、過去5年間の実績等が主なものになるかと思っております。

また、消防署から、火災につきましては6分以内とか10分以内とかということで、それが加重というんですけれども、そういう形の中で算定方式で決めまして、ここ旧常北町、旧桂村、旧七会村を一定カバーするということになりますと、やはり、先ほど町長が申しましたように、県道日立笠間線の石塚の旧一本松から青山小学校の間あたりがいいんではないかということで決定したものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（関谷 誠君） 21番三村君。

〔21番三村由利子君登壇〕

21番（三村由利子君） 最後の質問でございます。

やはり、町内学校施設6カ所にアスベストの疑いがあるということでございますが、問題は、この劣化度です。アスベストを使用している、劣化度の危険性があるかないかということが判定されるそうですから、その劣化度の調査をいち早くすべきではないかと思っております。その劣化度の状況に応じて、その対応もいろいろ変わってくると思っておりますが、劣化度の検査をいち早くされまして、子供たちの常時使っている場所ですから、立入検査等をしまして、まず、子供たちの安全を図るべきではないかと思っております。

茨城県内においても、歴史館や、あるいはいろいろな笠松のアリーナあたりにもアスベストを使っておりますし、今は立入禁止ということになっておりますので、やはり、危険性を含んだからには、そこを使用禁止とか、あるいは立入禁止というような対策をいち早

くとられるのがいい方法ではないかと思います。30年ぐらいかかってから発症するというこれまでの事例を考えますと、今学校現場で使用している子供たちの安全、これは、やはり、今対策を打たなければ後手に回ってしまうということになりますので、どうぞその点をよろしくお願い申し上げます。

それから、消防署所の問題でありますけれども、今、用地がまだ決定していないということは、今年度の施設設計の予定まで、消防署所は計画どおり順調にいくのかどうか、その辺も最後にお尋ねをいたします。

それから、コミュニティバスは、いろいろ問題はあるようでございますけれども、とにかく高齢者の足を、そして生活の支援をするために、このコミュニティバスはぜひとも期待される事業でありますので、先細くならないように、ぜひとも積極的に導入に向けて推進していただきたいと思います。いろいろな問題には直面すると思っておりますけれども、これだからできないとあきらめずに、どうすればその問題を乗り切れるかというふうに正面から取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

合併に向けて、いろいろ事業の計画は立案はした、しかし、合併した途端に、何かちょっとその当時の士気が下がっているかのように私は見受けられます。目玉事業だというふうに町民にもう公表しておりますから、町民の皆さんは、とにかく今か今かと期待をしておりますので、このコミュニティバス等は、ぜひとも早期に、平成18年度のスタートは無理ではないかと、そういう悠長なことを言うておらずに、ぜひとも予定を早めて、実行できるようにやっていただきたいと思っております。金長町政が信頼できるように、予想を上回る高得票を得られたのも、金長町政に期待する票でございますので、ぜひとも強いリーダーシップでこの事業を推進していただきたいと思っております。

以上で、私のすべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 三村議員の3回目の質問であります。アスベスト問題等につきましては、ご質問の趣旨を十分に踏まえながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、消防署所の問題であります。現在用地交渉中でありまして、相手があることであります。しかし、現在のところ、当初の計画どおり進んでおると、そういうふうに私どもの方では感じておりますので、本年度用地買収、来年度建設ということで進みたいと、そういうふうに思っております。

また、コミュニティバスにつきましては、先ほども現在研究中ということではありますが、平成18年度後半には、試行運行ができるような体制でもって進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） アスベスト問題ですけれども、教育委員会の方としては、文部科学省の指示を受けて、学校教育課で管理しているもの、それから生涯学習課で管理しているもの、いずれの施設についても、設計書、それから仕様書に基づいて、使用資材名、あるいは商品名等の調査を終えました。それに基づいて含有量の調査をしようとしたんですが、これについては、製造年度によっても違うというようなことで、はっきりしたことはまだつかめていないのは事実です。

また、6カ所とかという話が出ましたけれども、それについては、いずれも教育委員会の職員で現場を確認してまいりました。その上で、また、近隣の高校で実際にアスベスト問題で使用禁止にしたとか、あるいは、飛散防止の措置をとったというような高校がございましたので、そこに赴いて現場を見せていただくということもいたしました。また、先ほど議員さんの方から歴史館の話がありましたけれども、歴史館についても現場を見てこようという話で連絡をとったんですが、新聞には使用禁止にするというようなことがあったんだけど、これについては、異常がないので現在使用していますというような話を受けました。

いずれにしても、高校で確認をした状況と現在の小学校、中学校の状況がかなり違うということで、一部ほっとした面がございます。しかし、今、議員さんの方から指摘があった、実際に吹きつけをしたという業者の話については、私たちは耳にはしていないんですが、屋根裏とかということになると、ふさがれていて現場が確認できないというような状況のところもございます。今後疑わしきと思われたところについては、関係機関等に問い合わせ、あるいは分析を依頼するというようなことをして、児童・生徒の健康・安全を最優先に、この問題には対処していきたいというふうに考えています。よろしく願いいたします。

議長（関谷 誠君） 以上で、8番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第9号、1番寺門博志君の発言を許可いたします。

1番寺門君。

〔1番寺門博志君登壇〕

1番（寺門博志君） 通告制による一般質問をいたします。

通告してありましたアスベスト対策についての（1）、（2）については、他の議員と重複しますので、質問はいたしません。

それでは、（3）の水道事業に使用されていた石綿管について伺います。

アスベスト材の使用については、多々取りざたされています。各自治体でもいろいろ対策をしているという中で、住民の大半が利用している水道管にアスベストを含む石綿管が使用されているということは、住民に不安を与える要因になると思います。そこで町長にお伺いいたします。現在、石綿管はどのくらい残っているのか。残っていれば、その対処

方法、また、排除する考えはあるのかお伺いいたします。

次に、シルバー人材センターについてお伺いいたします。

平成16年6月16日に国会で可決され、シルバー人材センター派遣事業ができるようになりましたが、どのような形で利用されているか状況が見えてきません。利用したくても、どのようなことができるのか、また、どのような資格を持った人材がいるのかわからないという声も聞きます。そこで町長にお伺いします。(1)利用状況はどのくらいか、(2)どのような資格を持っている人材がいるのかお伺いいたします。

次に、建築廃材の取り扱いについてお伺いいたします。

町内の建築業者や個人事業者の建築廃材は、個々に処分しているのが現状です。自宅の倉庫や野外に山積みになっている業者も見受けられます。このような状態になっている要因は、毎日少量の建築廃材を受け入れてくれる業者、また施設が、町内にないということです。広い敷地があり、処分業者のコンテナが置ける事業者ばかりではないのが現状だと思います。また、安全面に関しても、火災にでもなりますと有害物質が発生し、住民の健康を害することにもなりかねません。

今、環境問題については、事業者の方が意識的に高まっていると思います。それを町が率先して推進し、わかりやすい、利用しやすい処理施設のあり方を考えていかなければならないと思います。

そこで町長にお伺いいたします。町内建築関係業者は建築廃材を個々に処分しているが、その受け入れ先を見つけるのに苦労している。エコフロンティア笠間や専門業者に委託し、処分する方法や啓蒙などはできないのかお伺いいたします。

これで1回目を終わります。

議長(関谷 誠君) 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 寺門博志議員からの一般質問でございますが、最初に、水道管に使用されている石綿管はどのくらいあるのかというようなご質問であります。それと、その対処についてであります。

現在、水道事業、常北地区、桂地区、七会地区、それぞれ行っております。そういう中で、現在残っておりするのは、常北地区の水道配管の中に、総延長が168キロあるわけですが、そのうち11キロ残っておりということであります。今まで、道路改良、また下水道改良、老朽管の取りかえと、そういう中で順次それらを取りかえてまいりましたが、残っているということであります。

WHOの飲料水水質ガイドライン、そういうものにおいても、飲料水のアスベストについては、健康影響の観点からガイドライン値を定める必要ないと結論できると、そういうふうなことが出ておりますが、今後は、道路改良、下水道改良、または老朽管の取りかえ、そういう中で、できるだけ速やかに更新できるように努めてまいりたい。本年度において

は、常北地区において、800メートルの老朽管の取りかえをやるという中で石綿管を取りかえるというようなことをございます。年次計画を立てながら、予算等も配分いたしまして、できるだけ速やかに石綿管の取りかえをしていくということをございます。

次に、シルバー人材センターであります。社会福祉協議会が担当いたしております。若干PR不足の部分もあるのかなと思っておりますが、本年度を見ますと、6月から8月までの3カ月間、148件ぐらいの依頼が出ております。そういう中で、年々増加をしておるような状況でございます。件数でもって1.2倍、金額でもって1.7倍ぐらいの利用度が高まっておりますが、なおPRをしながら、利用する方も利用していただく方も、それぞれよい方向に向くように努力をしてまいりたいと考えております。

また、会員の資格であります。現在シルバー人材センターの会員が73名おります。そういう中で、資格としては、大型免許、フォークリフト免許、ヘルパーの2級、ガス溶接、移動式クレーン、保育士、土木施工監理士、玉掛け職業訓練指導員、工場作業安全指導員、OA機器インストラクター、2級建設経理業務事務士、清掃技師、賞状書士、調理師、あとは刈払いの講習受講済み、そういう資格を持った方が65名おりますので、そういう中で運営をしておるといのが現況でございます。

次に、建築廃材等の問題であります。確かに、排出量の少ない個人事業者にとりましては、どのような場所で、どのような方法で処理するかということもあると思っております。このたび財団法人茨城県環境保全事業団では、笠間市に産業廃棄物の処理施設、エコフロンティア笠間を8月1日から稼働をしておるところであります。この事業団の事業の中で、個人事業者の持ち込みも可能であるというような回答をいただいております。しかし、事業団そのものは、特に啓蒙をするというような考えはないということでありましたので、啓蒙の方法等については、事業団の了解も得ながら、商工会、そういうものと連携をとって、啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（関谷 誠君） 1番寺門君。

〔1番寺門博志君登壇〕

1番（寺門博志君） それでは、2回目を行います。

石綿管については、これからの水道事業の中でだんだんに廃止になっていくという事はわかりました。

一つだけお願いがあります。住民の不安を除くのも町長の仕事だと思います。そこで、住民にわかりやすい方法で、町広報紙や広報「しろさと」などを利用して住民の不安を取り除く必要があると思っておりますので、よろしく願います。

次に、シルバー人材センターです。

利用数は148件、登録者73人ということがわかりました。このシルバー人材センターの派遣により、お年寄りと地域住民のコミュニケーションもとれ、生き生きとした老後生活

を送ってもらえると思いますので、今後シルバー人材センターを利用しやすい方法で、住民へのお知らせなどをしていただきたいと思います。

啓蒙は、ちょっと今のところは難しいとは言っていましたが、ここで1つだけお伺いします。町で一時受け入れる施設などを用意して、業者に委託処分などという形ではできないのかお伺いします。

以上です。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 水道の石綿管の問題につきましては、住民の不安も取り除くということではありますが、そういう考えのもとに、できるだけ早い時期に老朽管の更新、そういうものを進めてまいりたいと考えております。

また、シルバー人材センター等につきましても、やはり、啓蒙を図って、お互い利用する方も利用していただく方も、両方がコミュニケーションがとれるような形で、PRも図ってまいりたいと思っております。

それと、個人事業者の建築廃材等の町で一時ストック場所はどうかということにつきましては、担当課長の方からご答弁申し上げたいと思います。

議長（関谷 誠君） 町民課長。

〔町民課長丹下栄一君登壇〕

町民課長（丹下栄一君） 寺門議員さんの質問にお答えします。

産業廃棄物につきましては、事業者の責任において処分するというようなことになっておるものですから、産業廃棄物の収集事業者、あるいは、事業団のエコフロンティアの方へ直接運んでいただくような形になります。

以上です。

議長（関谷 誠君） 1番寺門君。

〔1番寺門博志君登壇〕

1番（寺門博志君） 3つ目の建築廃材の件ですが、個人事業者は個別に持って行けという話なので、それを、本当ならば町の方でお知らせをして、きちんとやっていただかないと、今後、やはり、不法投棄などいろいろ難しい面が出てきますので、改めて考え直していただきたいと思います。

ありがとうございました。

議長（関谷 誠君） 以上で、1番寺門博志君の一般質問を終結いたします。

ここで10分ほど休憩いたします。

11時5分によろしく願います。

午前 10時54分休憩

午前 11時06分開議

議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第10号、20番寺田和郎君の発言を許可いたします。

20番寺田君。

〔20番寺田和郎君登壇〕

20番（寺田和郎君） 20番の寺田であります。

私は、まず、さきに通告をしました3点について、端的に質問をいたします。

まず、第1点として、従来実施していましたが住民健診会場を変更をした理由について伺います。

例年実施して大きな成果を上げていた健康診断は、桂地区におきましては、一部を除いて大字単位を原則として実施をされておりましたが、本年度からは桂、岩船、坏地区の各公民館でということに変更になりました。そこで、高齢者からは、合併をすると行政サービスがさらに向上する、また、住民への手厚いサービスを充実させるなどと触れ込みをしておきながら、これでは高齢者を切り捨てるの対応ではないかという声を耳にするのであります。私も、高齢者に対して配慮に欠けた対応であると思っておりますので、従来の大字単位を原則とするようにすべきであると思っておりますが、この点について伺います。

なお、常北、七会地区においてはどのように対応していたか、あわせて伺います。

第2点としまして、災害対策について伺います。

まず、本年も台風シーズンを迎え、次々と発生するたびに、情勢の変化に伴って一喜一憂するものであります。このような恐ろしい台風について、専門機関の情報によりますと、アメリカのハリケーンの被害状況を総合しますと、従来の災害と異なり、地球温暖化の現象により、局地的に大きな被害をもたらせるものであらうと言われております。したがって、「備えあれば憂いなし」と申しますが、私どもが住むこの町の災害対策についてお伺いをいたします。

1つとして、町内の最も危険な箇所はどのように把握されているか伺います。

2点、桂川の下流域には下水道の処理場が設置されておりますが、現在の状況では、本町内での大雨と洪水等が発生した場合には、甚大な被害をこうむる危険性があるのではないかと危惧の念を抱くものであります。この点についてどのように理解をされているかについて伺います。

第3点としまして、金長町長が船出をして、早いものでして8カ月を経過しようとしていますが、そこで、私は、一つの反省として、町民は合併をしてよかったかどうかについて、いろいろと住民に聞いてみました。また、住民の皆さんからもさまざまな意見が私の耳に入ってまいります。そのことにつきましてかいつまんで申し上げますと、その答えは、町長もいろいろとご苦労をされているとは思いますが、従来の旧桂村体制から見ますと、すべての面において元気がなく、あらゆる行事が簡略化されて、マイナス面のみが浮き彫

りになって、住民としましては、合併をしなければよかったなどという声を多く耳にしているのです。

したがって、私としては、この住民の声を合併をしてよかったと言い合えるような行政の対応を望むものでありますが、町長としては、これらにつきましてどのように考えていただけるのか伺います。

以上の3点について質問いたします。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 寺田和郎議員からの一般質問であります。第1点目、住民健診についてということで、従来の健診会場を変更した理由、今までの町村ではどのような形でやっていたのかということがポイントかと思えます。お答えを申し上げたいと思います。

会場につきましては、健診項目が多くなって、多様な検査をしなければならない。また、プライバシー等の問題もあって、ある程度の会場の広さが必要であるというようなことから、今回変更をしまいったわけでありまして。従来は、七会地区は1カ所、常北地区が1カ所、桂地区が11カ所で健診を行っていた。それが、今回七会地区、常北地区では1カ所、桂地区では、桂公民館、坏地区公民館、岩船地区公民館と3カ所で実施をしたと、そういう経過でございます。

それらの3会場で先日実施をした結果であります。平成16年度の桂地区の数字を見ますと、結核検診が1,004人、それから基本健診が708人ということで、平成16年度はそういう数字になっておりますが、先日3会場で行われました健診結果を見ますと、結核検診が987人、基本健診が729人というような数字になっております。特に高齢者をないがしろにしたとか、そういうことではございません。それぞれの会場地の問題とか、そういうことでもって今回の変更ということで、3カ所で実施をしたと、そういうことでございます。

次に、災害対策の件であります。危険箇所の把握、それから、桂川の下流の対策、下水処理場の問題ということであります。

那珂川水系については、国土交通省の常陸河川事務所が策定する洪水対策計画書において危険箇所を把握しておるということでございますが、危険度に応じて、重要水防箇所、要注意区間等のランクづけを国土交通省では行ってあります。また、県管理河川については茨城県の水防計画によって把握しておりまして、それ以外の中小河川については、建設課と連携をとりながら、過去の災害発生状況等を踏まえ、危険箇所の把握に努めておるところであります。平成17年7月1日に施行された水防法によりまして、各自治体において、今後5年間に、河川の危険区域を示した洪水ハザードマップ、いわゆる危険箇所の地図をつくりなさいと、そういう整備が義務づけられておりますので、町においても、これらを踏まえて、早急な整備に努めて住民の方々に周知を、公開をしまいたいと、そのように考えております。

それと、桂川下流の下水処理場の問題であります、建設が終わりまして、平成10年4月から機場が運転開始をしております。建設時に十分なる調査を行って、その場所を選定をしてということと思いますが、50年に1回の災害でも大丈夫だということですが、50年目の1回が来年来るかもわからないと、そういうことはあると思います。しかし、そういう中での確率といいますか、そういうものをとらえながら場所を選定してきたという経緯がございまして、現在、警戒のためには、土のう等は用意をしておりますので、いざ災害時にはそれらを発動させて、災害防止に努めてまいりたいと、そのように考えております。

それから、最後に、半年を経過した金長町政についてということでございますが、今、7カ月を過ぎたわけでございます。合併につきましては、私は、7カ月を経過した中で、将来の問題について現時点でどうだということは、まだ言えないと思います。

いずれにしましても、10年先、20年先の財政問題、それから、現在の少子化・高齢化の社会の中にどう対応していくかということが一番大きな問題だと。今までは、結局ピラミッド型の人口構成があった。そういう中で、それが寸胴型になってきた。今回は、ちょうちん型のような形になっていって、将来に対して、若い人が少なくなってきた、子供が少ない、そういう中で、やはり、若い人に財政負担をできるだけ残さないようにしていく、そういうことが合併の第一の目標だと思います。

そういう中で、やはり、一時期は、高齢化、高齢化ということで、それぞれ高齢化社会に対応するためのいろいろな施策をやってきましたが、それが医療費等についても若干縮小される、年金等についてもいろいろ制度改正が出てきているということでございますが、私は、社会全般からすれば、介護保険とか社会福祉のそれぞれ、それ以外のいろいろな、障害者福祉とかそういうものについては、10年前、20年前よりははるかによくなってきているのではないかと、そういうふうに思っております。

そういう全般的な流れの中で、私は、合併というものを見ていただきたいということでもあります。いずれにしましても、今までの各合併前の町村、予算的にも20億円ぐらい多かったのではないかと指摘もありますが、これは、それぞれの今までの町村が、基金を取り崩して、起債を目いっぱいして、そういう中で何とか予算をつくってきたというのが実態です。合併をしてみれば、基金もないは、それから、先ほども言ったように、若い世代になるだけ負債を残さない、それぞれの世代でもって分担すべきものは分担していくと、そういうことでもありますので、できるだけ起債も減らしていこうということで進んでおるわけでもあります。

こういって、私は、いずれにしましても、明治維新、それから終戦、そういうものを乗り越えながら来た、そういう節目から見ると、まだまだ時代変遷に対して甘いところがあるのではないかと、思っておるところであります、いずれにしましても、せっかく合併したので、こういう町が明るく、未来が開けるように、そういう財政問題ばかりで

なくて、将来、10年後ぐらいを見通しながら、やはり、我慢すべきことは我慢していただきながら、お互いに頑張っていかなければ、そういうふうと考えておるところであります。本年度の予算等についても、いろいろご指摘もあります。そういう中で、私は平成18年度予算については、そういうものを踏まえながら、微調整もしながら進めてまいりたい、そういう考えでございます。

議長（関谷 誠君） 20番寺田君。

〔20番寺田和郎君登壇〕

20番（寺田和郎君） 第1点の、今の住民健診につきましては、ただいまの答弁でわかりましたが、常北、七会方式のように経費がかからない方に方向を変えたことはわかりますが、一番住民と直結する行事ですので、桂で行っていた方式に、ぜひ持って行ってほしいということです。サービスの過剰などではないと思います。常に、住民の視野に立った施策を取り入れていくべきであろうと思います。このことは行政当局のすべてを合理化しようとするもので、少なくとも、住民健診のようなものは、高齢者が急増する現段階でだれからも喜ばれることであり、ぜひ再検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、災害対策につきましてはおおむね理解をしましたが、桂川の防災対策にしかるべく関係機関と十分な連携をとりながら、堤防の構築やはらんしたときの揚水等も検討の余地があるのではないかと思います、この辺について伺います。

第3点の金長町政についてであります。私としては、町民との会話を積極的に実施をして、町民の協力を得る対策が必要ではないかと思うものであります。町長のお考えを伺いまして、私の質問を終わります。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 寺田議員の再質問であります。健診会場の件につきましては、当初バスをというような話もありますが、そういう中で、では、七会地区、常北地区もそういう形で、全体的な中で、そういう問題については検討してまいりたい、そういうふうと考えております。会場変更については、従来に戻すということは、ちょっと無理ではないかと思っております。

次に、桂川の改修の件であります。これらにつきましては県管理の河川であります。県の方へ要望しながら、桂川の堤防、また、下の樋門等の問題等もあわせて、現在のところ樋門は機能しておるようではあります。それらもあわせてよく要請をしてみたいと思っております。

また、町民との対話等につきましては、できるだけ早い年度内に、各学区ごとの町政懇談会といたします。そういうものを従前から計画をしておりますので、そういうものをあわせて実施する中で、町民の方々の実際のご意見等も伺いながら町政を進めてまいりたい

と考えております。

以上であります。

議長（関谷 誠君） 以上で、20番寺田和郎君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第11号、15番杉山 清君の発言を許可いたします。

15番杉山君。

〔15番杉山 清君登壇〕

15番（杉山 清君） 15番杉山 清であります。

昨日議長の方に答弁について執行部にわかりやすくしていただきたいということでお話をしましたが、明快な答弁を求めるものであります。

通告に従い、1番から4番まで順を追って質問させていただきます。

まず、1番、フレックスタイム導入についてお伺いいたします。

町長は、6月付で職員の勤奨退職者の希望をとりました。17名とのことであります。対象となった方の多くは、戦後のベビーブームの中、生まれながらにして競争の社会に生きた団塊の世代の方々です。退職に対しては、多くのことを腹にこらえ、次世代と町を思われてのことと思います。17名の志を無にしないためにも、町長には、役所の改革と活力ある住みやすいまちづくりを目指していただきたいと思います。

そこでお伺いします。住民へのサービスと働く人のために、土、日、祭日の窓口業務の開設、それと、早番・遅番制の就業時間を取り入れてはどうでしょうか。また、役場から遠距離の方や年寄りの方のために、希望職員を対象に、出張役場制度を導入してはどうでしょうか。

2点、公共施設のアスベスト対策であります。私のところに回ってきたのが、もう6番目で、大体のところはもう出尽くしたという形であります。自分が調べた中で、先ほど町長の答弁でもありましたが、まず、水道管に対しては、小松系で4キロ40メートル、石塚系が7,250メートル、計11キロ290メートルとなっております。水道課の方では、毎年努力の中で布設がえ工事をされているということですが、今後、同課と関係する工事と絡めながら、いち早い入れかえをしていただきたいと思います。また、建物に対しては、先日の答弁から小学校6校という答弁がありました。これは、1校抜けているのではないかと思います。中学校が1校入ると思います。計7校だと思えます。

いずれにしても、町独自でという形だけでは済まないと思います。県・国の指導のもと、適切なる処置をしていただきたいと思います。また、先ほど教育長の方からも答弁がありましたが、国の方では、今月中に取りまとめ、10月1日に提出という形になっていると思いますので、その辺もよろしくお願ひし、これは要望として出させていただきます。

3番、河川整備についてであります。先日、私2日間を要して、自動車研究所を含めた周辺のため池と池から流れる河川、桂川と西田川を見てきました。自動車研究所テストコース内に8カ所池があるのはご存じだと思います。これは、調整的な池であります。ま

た、テストコースののり面を含めた外周には、従来からある小坂地区内の小坂のため池、そのほか小さい、例えば、はかつてはみないんですが、三、四坪ほどの池が2カ所、錫高野側にあるだけが確認されました。

そういった中で、この自動車研究所を含めた、先日県道が町道の方に払下げになった新しい道路もそうですが、そういった開発のもとで、先ほども寺田議員の方から質問がありましたが、桂川の水害対策、これが重要な案件になるのではないかと私は思っております。

桂川の水害対策に関しては、私は、平成12年6月から、関連まで入れて7回質問を入れてあると思います。

まず、平成12年6月に、水害対策について質問しました。このときには、国土交通省が建設省管轄で那珂川の河川整備は進んでいますが、桂川の整備は手つかずという形の中で質問をしました。このときの答弁は、県の方に強力に要望していくという形で終わったわけではありますが、当時は、これは大森村長の答弁であります。その後、その年の7月に新体制、金長村長になりまして、村長は、いち早く要望書を県の方に出していただきました。ご記憶のことと思います。もう6年たっているものですから、このように黄色くなってしまいました。これは、比較するためにコピーした紙と6年前の紙を持ってきました。

それと、その後すぐに、平成12年7月9日、台風3号によりまして桂川がはんらんしたわけです。これも、写真とともに添付して、内容をその当時の建設課、それと現在の県会議員、議長をされている石川議員を通じて県に送ったわけであります。

そういった経緯の中で、その後、平成12年12月、今度は桂川の観光と河川整備という形の中で質問をさせていただきました。これは、要するに、7月の台風があり、冠水場所が多く見られたということで質問に当たったわけではありますが、平成13年度には基礎調査に入りたいと、県の方にもそういう要望をしてあるということでお答えをいただきました。

さらに、平成14年3月、桂川の調査、そして整備はどうなったかということで質問を入れられました。このとき、平成13年度には調査に入りたかったが、局部的な改修でも図れるような形の中で、再度県の方に強く要望していくというお答えでありました。

そして、さらに平成15年9月、災害に対しての安全対策はということで質問を入れられました。毎年水害がある、そして、このときに、できることなら合併前、平成16年度中に水害を含めた中での防災計画案をつくっていただけないかということで質問を入れ、平成16年度中に計画案をつくりますという答えでありました。

そして、今度は平成16年9月であります。防災計画案の中で、要するに桂地区の中小河川が全く入っていなかったわけです。それで、中小河川が一番大事だということで質問を入れた中で、改善をしていきますということで答弁をいただいた中で、その後、昨年10月に台風23号がありまして、私は水量をはかったんですが、これは、4時間、8時から12時ちょっと過ぎまでで100ミリ以上の雨が降りました。そのときの桂川の状態はどうかといいますと、夜の12時過ぎまで降ったわけではありますが、1時になる前に、既に国道123号

線、それにかかる桂橋の欄干には達したわけであります。このときに、私以外にその当時の桂村の議員であります南條議員、小松議員がその場にいましたから、よくご存じだと思います。とにかく、そのときの水害は、村内に町道が10カ所冠水 これは私の調査ですよ それと田んぼの冠水、民家の床下浸水があったわけであります。

こういう形の中で、これは先ほど寺田議員も質問に入れてありましたが、また台風シーズンであります。6年何も手つかずの中でやってきた中で、もし被害が出た場合は、人災という形になるのではないかと思います。よく先を考えの上で答弁をしていただきたい、かように思うわけであります。

最後、4番目になりますが、消防施設についてであります。

この件に関しても、平成12年6月から質問をしております。計6回、今回で7回目になります。

まず初めが、平成12年6月であります。どのようなことがきっかけで私が質問に立ったかといいますと、当時、右肩上がりで水難事故が多発しました。1年に5名前後の死者が出るというような形でありました。議会議員になる前の年であります、とにかく救急車が来るのがおそい。30分以上かかる。こういった中では、人命救助は到底無理だと。

私は、議会に入り、消防関係を調査しました。当時2億円以上の事務委託費が、常北町、桂村で水戸市にお願いしていたわけであります。そこで、水戸市の消防の体制はどうなっているのか、水戸市管内だけの救急業務はどうなっているか。全国的な当時の救急車の到達時間が約6分半、それにかわって、水戸市管内の到着時間は6分でありました。なぜそういう機敏な態勢ができる水戸市の消防が、常北町、桂村、特に桂村においては、当時の時間の中で、記憶の中でありますが、坏地区十三、四分でありました。赤沢地区におかれましては二十七、八分、錫高野、岩船も同等の時間であります。これは、2億円からのお金を払っている中で、余りにも違うんではないか、そこが基本でありました。

こういった中で、平成12年6月から平成12年9月、平成14年6月、そして平成15年、いずれにおいても、質問の中で、私は救急業務を最重要課題として取り上げてまいりました。先ほど町長の方にも、質問だけではなく、自分の対案としてファイルを出させてもらいました。これから質問することに対しては、どうか誠意を持った答弁をしていただきたいと思えます。

まず、平成15年9月のときに、最終的な、その当時桂村の村長でありました金長村長は、9月の定例会において私が合併特例債の中で消防の出張所を開設できないかといことで質問しました。このときに、まず、この3カ町村の中で一番先だと思います。合併特例債で出張所ができないかどうか検討し、できるようならば、運営は水戸市に協力していただくよう頑張っていきたいという答弁でありました。そういった中で、私は、今まで、その後調査を重ねてきました。

まず、今回消防に対して聞きたいことは、6点あります。

基本調査はいつ終わったのか、これは、今までの質問の中にも重複することでありすが。

2 点目、用地の選定委員会はいつ設立されたか、どのような方が構成員になっているか、何名か。

3 番目、用地の選定はどのようなことを基本にしたか。

4 番目、飯富出張所は考慮にしたか、そうでないか。

5 番目、施設建設の基本内容と今後の計画をお願いしたいと思います。これに関しては、私の方からも提案という形の中で、まず、庁舎内の施設であります。例えば、災害対応前進基地、待機室のような多目的に使えるような部屋の設備、災害対策用の資材備蓄倉庫、水利権、飲料水のタンク、それと庁舎の構造であります。また、車両等の形態もお願いしたいと思います。それと、署所に配置される人員。

それと、今度のこの質問の中で私が重要と思われる点であります。先日の金子議員の中でも質問に入りましたが、防災費であります。

県には、今、防災ヘリ、それと県警という形の中で、3機のヘリコプターがあります。城里町は、山林が60%、東側に1級河川的那珂川が控えておるわけでありすが。災害が発生すると、大きな災害であります。ヘリの救助というものは必要不可欠ではないかと思われすが。例えば、最近であります。新潟県の地震で被災地となった山古志村の場合でも、災害物資を一番最初に運んだのはヘリコプターであります。

最近においては、開発や自然環境の崩壊により、気象条件も大きく変化が見られるわけでありすが。そういった中で、国・県は、このような防災対策に関しての補助に手厚い金額が与えられる、そう聞いております。こういったときにできるだけ、例えば、町だけで使うのではなく、県も含めたような形の中での施設が必要ではないでしょうか。5年先、10年先を見据えた施設づくりを考えていただきたいと思われすが。

そして、このヘリポートであります。施設とヘリポートがジョイントされた、例えば、山林火災等においても物資、ヘリポートの連携がうまくいくような形の中でつくればいいのかと思われすが。ヘリポートに関しては、設備等によりすが、高い金額でも1,000万円、臨時ならばそれ以下の金額でできるという積算でありますので、どうか、先を見据えた施設づくりという形の中でお取り組みいただきたいと思われすが。

以上、1回目の質問を終わりにさせていただきます。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 杉山議員からの一般質問であります。最初に、フレックスタイムの導入についてということでありすが。

端的に申し上げれば、休日及び夜間の窓口を延長できないかというようなことだと思われすが。現在の社会状況を見ますと、やはり、多くの町民の方は、昼間働いていて、役場へ

来る時間がないといえますか、少ないといえますか、そういう状況の方もたくさんいらっしゃると思います。これらについては、内部でも従前から検討はしておりますが、そういう中で、けさの新聞等を見ますと、瓜連町では、試行したが利用者が少ないというようなことで、試行をやめるといような記事が出ておりました。

やはり、いずれにしても、職員との合意形成を得ながら、休日ということではなくて、フレックスタイム、現有の職員の勢力の中でどういうふうな形でできるのかということで、内部ともいろいろ話をしていますので、時間延長をして、夜間勤め帰りに寄れば間に合うといような形もとっていききたいと、そういうふうにも考えております。

続いて、希望職員宅を出張役場にしてはどうかということでありましたが、これは、いろいろ制約、問題があると思います。個人情報の問題、文書の管理の問題、そういうものをクリアしなければ、なかなかそこまでは踏み込んでいけないのではないかというのが現実だと思えます。

連絡をして、文書を持って行ってやったり、届けたりということは、日常的に今でも職員の方ではやってはおりますが、改めてあなたのうちが役場の出張所ですよといようなやり方は、今の時代ではなかなか難しいことがいろいろあると思えますので、これについては、現行の中でできるだけ町民の方々の便宜を役場の職員が図ってやるといような、そういう精神が一番大事ではないかと、そういうふうにも思っております。

それから、公共施設のアスベスト対策の問題であります。水道につきましては、先ほど寺田議員の方にもお答え申し上げましたように、11キロ残っておるということありますので、これについては、段階的に、できるだけ早い期間に解消できるような方策でもって進めてまいりたいと考えております。

続いて、河川の整備であります。自動車研究所の周辺の河川が台風のたびに増水しているといような話であります。私が別な方から、地元で雨が降るたびに、あえて私は歩いているといような人に聞いたんですが、それほどふえていないんではないかといような。

やはり、全体的に開発の中では、研究所の中に貯水槽といえますかありますので、そういう中で流量調整もできているんではないかと、そういうふうにも思っておりますが、これについては、降った量、それから降った時期、一時的に流れたのか流れないのかとか、そういうことで、いろいろ気象条件によっても違ってくると思えます。

それぞれの見方、考え方がありますが、いずれにしても、やはり、災害のないよな、そういうことを自動車研究所にもなお求めて、雨が降らないときは空っぽになっていて、雨が降ったらばたまっていくと、そういう状況だと思えますので、そういうことについては十分留意をしてもらいたいと思えます。

それから、桂川の整備について要望を順次出されておりますが、それらについては、県の管理河川であります。やはり、引き続いて私の方でも要望してまいると。実施そのも

のは県でありますので、そういう中で県の予算がつくかどうかということが第一の問題かと思っておりますので、そういうことで要望をして、災害のないような方策をとっていけるようにしたいと思っております。

次に、消防署所の問題であります。消防署の問題については、いずれにしても旧桂村だけの問題ではありません。七会、それから常北でも同じような問題で今までも進んできて、私も前の岡田市長、それから現の加藤市長、そういう方々とも、何回もこの問題については、協議は進めておりました。

そういう中で、今回の合併という中で実現するという事になったわけですが、合併特例債ということではなくて、県が、全面的に県の支援事業としてお金は全部出しましょうというようなことですので、そういう中で、かえって有利な条件でもって整備が進められるのではと思っております。

しかし、運営主体そのものは水戸市でありますから、水戸市の人員配置、そういうものによりまして今後の運営等がなされていくと思っておりますが、こちらについても、やはり、町としても十分反映できるような方法で協議を続けてまいりたいと、住民の安心・安全のために、できるだけ早く消防署所が設置されるように努めてまいりたいと思っております。

それから、具体的な基本調査、エリアだとか用地の選定の方法、何を基本にやるかと、これらについては、担当課長の方からご答弁申し上げたいと思っております。

以上です。

議長（関谷 誠君） さらに2名を許可いたしました。

総務課長。

〔総務課長森島哲男君登壇〕

総務課長（森島哲男君） それでは、杉山議員のご質問にお答えいたします。

まず、基本調査ということで、消防署の設置場所の計画でよろしいですか。これについては、一応平成17年3月ということで、本年の3月に上がっております。それから、用地の選定委員なんですけれども、まず、町長、助役、それから議会から議長、担当の総務委員長、それと、地域として各常北、桂消防団の団長、それから、区長会の正副会長ということと、町の企画財政課長、公室長ということで、12名の委員で7月19日に委員会を行いまして、先ほど申しました場所等に決定されたわけでございます。

それから、用地選定の基本ということでありますけれども、先ほど三村議員さんにも申し上げましたとおり、加重平均方式というような形で、過去の実績、それと人口比率によって火災の発生も起こる可能性が高いというようなこともありますし、救急の場合も数が多くなるというような形で、加重平均方式というのが、消防署を決めるのに全国的に使われているという形で、使っております。

それから、飯富の出張所は考慮してあるのかということでもありますけれども、飯富の出張所も考慮してございます。飯富出張所からの分でカバーできるのが、例えば火災で6分

ということになれば、上入野の青木という集落があるんですけども、その地域だけぐら
いで、あとは旧石塚の方が近いというようなことで、一応計画はしてございます。

それから、施設の内容なんですけれども、まだ具体的には決定はされておりません。こ
れからある程度検討委員会等でもしなくてはなりませんけれども、一応、最近男女雇用均
等法というようなこともありまして、女性の消防士も採用されるというようなこともござ
いますので、女性にも適応した施設等をつくっていきたいと。それから、多目的の施設と
いうことでは、大き目の会議室等の準備をしなければならないと思います。それと、食料
等の倉庫とか備蓄材の倉庫、これ等については、現在は本当に小さいプレハブみたいなも
のが倉庫にあるわけですけども、これらも考えなくてはならないと思いますけれども、
これからの検討材料になるかと思います。

それから、水利、飲料水ということで、持ち運びができるようなものなのか、固定なの
かはちょっとわかりませんが、これらについても、ほかの事例を見ながら検討させ
ていただきたいと思います。

それと、構造については、現在のところ鉄筋コンクリート造りというような形で考えて
ございます。

それから、車両につきましては、消防車1台、救急車1台、あと指令車というような形。
あと、前にもよくありましたように、消防のバイクというんですか、赤バイというんです
か、ああいうものについても、消防署の方で設置するのか、消防団の方で設置するのかも
わかりませんが、その辺の検討はしなくてはならないかというふうに思っております。

それから、消防署の配置人員、消防車1台、救急車1台になると2交代制になりますの
で、21人ということで、現在計画、水戸とも協議してございます。防災ヘリについては、
今後検討をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（関谷 誠君） 15番杉山君。

〔15番杉山 清君登壇〕

15番（杉山 清君） フレックスタイム、町長答弁の中で、瓜連町さんの例が出まし
た。ただ、この例は町々によって大差があると思います。私は、先月、実は矢祭町の方を
調査しました。そういった中で、決してマイナス点だけではないと思います。

それと、やはり、一般企業で見れば、土、日、祭日、例えば、時間外、店が閉まっても、
人がいる場合には仕事をやってくれるとか、そういうことはもう当たり前の時代ではない
かと私は思うんです。

合併して金がないからできない、そうではなくて、合併は、住民と町の痛み分けであり
ます。どちらが一步近寄るかということが、私は大事なのではないかと思います。そうい
った中で、本庁を含め、支所全部をそういう形の中で日曜、祭日にやれとは言いません。

せめて本庁の窓口だけでもそのような形にできればと私は思いますので、もう一度質問に入れさせてもらいます。

河川整備であります。昨年、23号では、桂村においては補正予算をとったわけであり。阿波山地区、岩船地区に大きな被害が出たわけであり。それでも、そんなに被害がないという形、これは私としてはちょっと納得いかない答弁であります。

それと、現在においても、建設課の方にはお届けしましたが、桂川は、下流域は堤防がありません。土塁という形の中です。そういったところに木とか草が生えていますと、水が出た場合に木が倒され、抜かれて、そこが崩壊するというような形が23号の中で残って、今でも補修されない状態です。この辺、もう少し、せっかく丸5年以上前に、金長町長は村長時代に要望書を県の方に出していただいたわけであり。その中にも、昭和40年、河川工事が始まり、長い間整備がされていないという形の中で、文面が書かれてあります。河床の問題、土石等については、場所によっては水面より1メートルも高いところがあります。こういったものをそのまま放置すれば、水の流れの妨げになります。

こういったことが、先だつての阿波山地区の堤防の、決壊までにはなりません、崩れた原因でもあると思います。この辺を前向きにもう一度検討していただき、そして、早いうちに、例えば、土石の流出、計算の中では、1,000立米、上までだと1,500立米とも言われていますが、膨大な量であります。段階的な形を踏んで整備に当たっていただければと思います。

消防署の件であります。先ほど用地の選定という形の中で、特定の会社がそれに当たったという形ですが、一つお尋ねしたいんですが、笠間広域の方に七会が入っているわけ。笠間広域に入っているときよりも、今回の位置でクリアは、よくなっているのか。例えば、パーセンテージでも何でもいいです。数字の中でお出しできればと思います。

また、どうも執行部の出した、また考えているところは、中心地優先という形の中です。これは消防だけではありません。救急車も含んだ中で、要するに、消防の使命というものは人命、財産を守ることですが、その人命救助の点なども重要なポイントに入るのではないかと思います。

それと、施設関係であります。庁舎の構造はRC、鉄筋コンクリートということになります。この場合、庁舎の建設に当たっては専門家が入るんですが、強度面でIS値というものがあります。できれば、この常北地区に建てるという形の中で考えているようですが、例えば、今までの質問の答弁の中で、どうもこの庁舎から約1キロ前後のところかなと、私は思っております。ただ、例えば、今までの新しい県内の消防署をつくるに当たっての消防署の設置というものは、中央に近い形の中だけでつくっているところはありません。基本的な計画、それが大事であり、その計画には、5年先、10年先を想定

していただいた計画が重要かと思われま

す。車両隊形ではありますが、消防車1台、救急車1台、あと指令車。指令車はどこにもありますから、そういう形の中で、1、1体制という形であります。人員が21名。私は、これは大変問題があると思います。例えば、内原町を参考にしますと、まず、面積で41キロ平方メートル、城里町は約161キロ平方メートル。人口が、内原町、これは平成16年度です、1万4,500人、城里町が2万3,000人弱。こういった面積、人口比率の中で、1、1体制は本当に計画として大丈夫何でしょうか。内原町の車両の隊形は、消防車2台、うち1台タンク車、救急車1台、それと指令車であります。人員が24名。当時の事務委託費、笠間広域に払っている金額であります、2億5,500万円。この城里町、七会まで含めた中での事務委託費は約2億4,000万円あります。どうか、この辺も頭に入れて考えていただきたい。

それと、重要なのは、今後5年、10年を想定した中で、立地場所はもちろんであります、面積であります。最近つくられた東海村の消防署は7,700平方メートル、この辺も面積的にどの辺をお考えなのかお聞きしたいと思います。ちなみに、東海村は建設費は4億円強ということあります。再度お尋ね申し上げます。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 第1点目のフレックスタイムの件ではありますが、矢祭町ではやっているというようなことあります。先ほど申し上げましたように、従前から内部でも検討を進めておるところでありまして、休日・祭日は、いずれにしましても、平日の夜間窓口だということを進めておるところであります。勤務する役場職員の心構えといいますが、そういうこともおっしゃられておりましたが、私も10年ばかり365日営業のところに勤めておりました。朝早いときは6時半、おそいときは9時半帰り、そういう状態の中で勤めておりましたので、そういう勤務状態については、十分承知をしているつもりであります。

次に、河川であります、先ほど、私はそんなに被害がないと言った覚えはありませんが、いずれにいたしましても、県の管理河川でありますから、町としては、要望しながら、できるだけ早く整備を進めてもらおうと、そういうことで進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、消防の問題。笠間広域とその位置関係でどういうふうな関係になるか。結局、有利になるのか不利になるのかと、そういういろいろなことかと思いますが、これについては総務課長の方からお答えを申し上げたいと思います。

また、面積等についてもあわせてお答え申し上げたいと思いますが、特に中心地が優先とか、そういうことではございません。先ほども申し上げておりますように、計数的にどうなのかということで、そういう算術的な割り出しの中から場所を決定したという経過がございますので、どうかご理解をいただきたいと思

以上でございます。

議長（関谷 誠君） 総務課長。

〔総務課長森島哲男君登壇〕

総務課長（森島哲男君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

笠間広域に委託していた七会地区で、今回城里でつくる消防署所の関係で、以前より悪くなる、遠くなるという地域があるかということでありますけれども、確かに、笠間の消防署から来れば、大網地区、真旗地区、あそこは確かにこちらの城里の方から行くよりは近いんですけれども、ほかは城里の方が近いということで、その地区については、若干遠くなるというようなところであります。

あと、消防署の面積なんですけれども、現在は4,000平米程度を考えております。

以上です。

議長（関谷 誠君） 15番杉山君。

〔15番杉山 清君登壇〕

15番（杉山 清君） フレックスタイムであります。先ほど、土、日、祭日は後にしても、時間外の就業時間を前向きに検討したいということで答弁がありました。どうか一歩ずつ、できれば町民の方に一歩でも踏み込んでいただいて、よいまちづくりになったという形の中で進めていただきたい。このように思います。

河川整備であります。確かに県の管轄であります。ただ、県の管轄ではあります。そこがはらんした場合には町の被害が大きいということでもあります。要望するだけではなく、後を追っていただいて、先に見える計画を立てていただければと思います。

消防署であります。きのうからの質問の中でも、石塚地内、エブリーの十文字から青山小学校の間ぐらいかなという形の中で言われましたが、これは、私の考えであります。消防署というのは、決して直線ではかるものではないんですが、例えば、これからの道路状況、それと幹線道路のアクセス、そういったものを考慮した場合には、あくまでも私の案としては、青山小学校に近いあたりがいいのかなと。例えば、青山地区、上青山ですか、常北中学校、そちらに迂回する場合なんかも、町に近いよりはずっと利便性がいいわけがあります。

それと、先ほど総務課長の方から、笠間よりはよくなっているのではないかという形の中で言われましたが、よくなっているというのは、例えば、到着時間的に何分ぐらいよくなっているとか、そういう形の中で出していただければありがたいと思います。私の対案という形の中で、先ほど町長の方には出しましたが、私はもうちょっと中心寄りでもいいのかなという形の中で出したわけがあります。その辺をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、今後の車両の体系であります。やはり、消防車はタンク車を含めた2台、これは必要不可欠であります。まず、水利が遠い。それで、去年の消防車の出動の25%は、

10センチ延長以上であります。最長28センチ。消防車に積まれるホースというものは、10本から十二、三本であります。それを考えると、2車体制というものは必要不可欠であります。

また、ここで大事なのは、消防署ができますと、今までの消防分団の消防署に対する依存度というものが必ず高くなるという、これは統計上の中ではありますが、そういったことを踏まえた中で、タンク車は、2トン車でも最大800リッターのがありますので、そういったものを踏まえた中でお考えいただければと思います。800リッターというのは、道路状況の中で出した件であります。

以上です。

議長（関谷 誠君） 総務課長。

〔総務課長森島哲男君登壇〕

総務課長（森島哲男君） ただいまご質問のありました、従来の笠間地域の広域と今度新しくする城里の差でありますけれども、現在は、常北地域は、水戸の飯富の場合、平均14.7分、それから、桂地域については20.7分、七会地域については、笠間広域から22.8分ということでございます。これが、今度の新たな消防署を設置した場合でありますけれども、平均で、常北地域が5.7分、時間的に9分の減、それから、桂地域については9分ということで、11.7分の減、それから、七会地域については16.3分ということで6.5分の減ということで、平均して9.8分の減になるというようなことで予想されております。これは、消防車の速度とかという考えは、法定速度というか、最高でも40キロぐらいの計算でやっておりますので、よろしくお願いたします。

議長（関谷 誠君） 以上で、15番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

ここで、1時10分まで休憩いたします。

午後 零時19分休憩

午後 1時10分開議

議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

27番森田議員は、遅刻の届け出がありました。

次に、通告第12号、17番藤咲徳治君の発言を許可いたします。

17番藤咲君。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

17番（藤咲徳治君） 通告に従い、一般質問を行います。

まず、介護保険について伺います。

去る6月、改定介護保険法が成立しました。介護給付費の伸びを抑える目的だそうですが、軽度の人たちに対する介護サービスが制限され、さらに、施設の居住費や食費が全面負担になるなど、重大な問題があります。

サービスを抑えることで高齢者の自立を促すというのが理由だそうですが、これまで軽度者が、受けていたサービスのおかげで生活状態を維持改善させることが明らかになっています。サービスの制限は、衆議院の厚生労働委員会での参考人質疑で、専門家から歩いている人のつえを取ってしまう結果を招くと出されたように、給付費を抑えることが最大の目的の改定となっております。食費、居住費を介護保険から除外することは、利用者だけでなく、施設にも重い負担を強いることになります。介護保険の最後のよりどころとされるショートステイやデイサービスの利用も減ることは必至です。

介護保険法は、さきに国の財政支出抑制ありきでつくられたものです。共産党国会議員団の試算によりますと、国の負担が400億円減る一方で、国民や利用者の負担は1,000億円ふえる結果となっています。もともと社会保障というのは、憲法第25条でうたわれた生存権を保障するために行われるものです。それに必要なお金は、税金であれ、保険料、利用料であれ、応能負担を原則にすべきです。お金のある人は恩恵にあずかれるが、貧しい人はあずかれないというのは、社会保障とは言えません。保険料、利用料については応能負担の方向で見直し、お金に余裕のある方に相応に負担していただき、低所得者は軽くすることが望まれるのではないかと考えます。

この改定によって、保険料区分が6段階になりますが、さらに新第5段階以上の区分をふやして6段階以上の区分をふやしたり、段階ごとの負担率を変更することも、市町村の判断に任されています。そういった方法をとって、多段階を取り入れ、低所得者に配慮した保険料とするのも一つの方法です。しかし、根本は、基準月額の水準を低く抑えることです。現在どのような保険料額を考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

介護保険についての2点目です。

私は、旧常北町議会で2回、要介護の認定を受けた人が障害者手帳を持っていなくても、障害者に準ずるという市町村長の認定があれば所得税の障害者控除を受けられることを示し、町でも認定書の発行を行い、該当者に周知を図る必要があるのではないかと町長にたずねました。当時の常北町長から実施するとの答弁がありました。しかし、その後要介護者に対する認定書の発行は進んでいません。

この認定書の発行に医師の診断書は必要なく、あくまでも市町村長が自主的に判断できます。要介護度を参考に判断することができます。該当者は、この認定書を添付して申告をすれば、障害者控除を受けられるという仕組みです。障害者に準ずるというのは、要介護度1と2を障害者控除の対象に、要介護度3から5を特別障害者控除にするというのが一般的です。

城里町においては、現在490名前後の人が要介護度1から5の認定を受けています。納税は自主申告が原則ですから、当事者がその制度を知らなければ、せっかくの制度も活用されません。該当者に仕組みをよく周知させる必要があります。納税者の権利が損なわれないような措置を町がとるべきだと思います。町長の所見をお伺いします。

介護保険について、3点目です。

改定された介護保険法では、予防重視を建前に地域支援事業というのが導入されます。軽度者を対象としたサービス利用計画については地域包括センターが一括して行うこととされています。本町の場合、新しい要介護度でいう要支援1、2の人が170人程度だと思われませんが、この人たちのケアプランを地域包括センターが責任を持つこととなります。一般に1人のケアマネジャーが担当できる件数は50件が限度と言われています。そこで、この地域包括センターの人的配置はどのような計画になっているのかお聞きしたいと思います。

さらに、つくったケアプランが利用者に十分に満足してもらえるのか、追跡も不可欠です。それが可能かどうかお聞きしたいと思います。

次に、大きな項目ですが、地域福祉についてお伺いします。

この分野は、社会福祉の専門家の中でも、これが地域福祉だという定説というものがないとされているそうです。ただ、一般的には、自立生活が困難な個人や家族が、地域において自立した生活ができるよう、ネットワークをつくり、必要なサービスを総合的に提供すること、そのために必要な物理的・精神的環境醸成を図るため、社会資源の活用、社会福祉制度の確立、福祉教育を総合的に行うことが地域福祉だと言われています。ここには、福祉といえばお金を与える、施設に入所させるといった従来の考え方を根本的に転換して、支援を必要とする人や家族と支援者が対等・平等な関係で、地域社会を構成する一員としてともに生きていく環境をつくっていくことが根本にあると思います。

ともすれば、昨今人間関係が殺伐とした風潮が見られます。こういった取り組みを通じて、城里町が人と人の心が通い合う温かい人間関係をつくるのが、今求められているのではないかと考えます。この地域福祉の取り組みを通してまちづくりを推進している自治体もあります。地域福祉については、既に県からもゴーサインが出ていると思います。社会福祉法でも策定が義務づけられています。城里町で地域福祉の計画を立てる予定があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

次に、私は、計画をつくるという前提で、つくるに当たってはこのような内容を盛り込む必要があるのではないかという立場から、幾つか提案したいと思います。

まず、基本計画についてです。

障害者も高齢者も、ともに社会の一員として地域で生きていくことを基本理念として、計画の中に盛り込むべきではないかと考えます。自立した生活とは、だれからも助けを受けず一人で生きていくということではなく、むしろ、自分で自分の生活を主体的に営んでいくことを指すのではないかと思います。

そういう考えに立てば、支援を必要とする人たちは、何よりも福祉ニーズを発掘するという重要な役割を持っています。ニーズにこたえる活動経験が福祉政策を充実させていくわけです。したがって、行政を初めとする支援する側は、支援を受けている人の声をよく

聞かなければなりません。地域住民が主体的・自主的に活動に参加する中で、地域での活動が活発化される必要があります。その活動を通じて、住民の福祉問題の理解と参加が広がっていくことを目指していくことが大切です。そういった実践的経験を通じて、福祉コミュニティを目指すべきではないかと思います。

また、地域福祉の取り組みには、住民参加が不可欠です。しかし、住民参加はあくまでも主体的・自主的なものでなければなりません。従来の福祉という考え方を変えるわけですから、どうしても意識醸成活動が必要です。そのためには、広報を初め、各種講座や討論会などの教育活動が必要と思います。

次に、具体的な活動内容についてです。

地域福祉の取り組みは膨大な内容を持つものであり、定着するまでに長い期間を必要とするものです。しかし、具体的にどこからか出発させる必要があります。この取り組みを成功させるには、できることから実践しつつ教訓を学んでいくといった繰り返しが行われると思います。差し当たり託老所をつくる考えがあるかどうか伺いたいと思います。

さらに具体的な活動計画の中で、地域での友愛訪問、見守り活動、友愛電話、一声かけ運動、子供と高齢者の手紙交流、ボランティア育成活動などが盛り込まれる必要があると思います。

地域福祉についてご提案申し上げました。町長の所見を伺いたいと思います。

最後の項目です。最近、町のあちこちに見受けられるようになった電動車いすですが、これは、操作も極めて簡単で、免許を持たなくても乗れるものです。道路交通法上は歩行者と同じです。高齢者が家に閉じこもることなく、地域の人たちと積極的に交流することは、高齢者の気を得る生活の質の向上には欠かせません。この電動車いすの購入には消費税が免除されています。国も、高齢者が購入しやすいように配慮しているものと思われます。電動車いすの購入に町として助成する考えがあるかどうか伺いまして、私の1回目の質問といたします。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 藤咲議員からの介護保険について、それから地域福祉について、高齢者福祉について、この3点についてお答えを申し上げたいと思います。

最初に、介護保険であります。改正される基準月額の見込みについて、低所得者に配慮した額の設定の考えはあるのかというようなことから4番目までございますが、現在、第3期事業計画を策定中であります。来月の26日に第2回目の策定委員会を開催する予定になっておりまして、必要なサービス量を審議して、そこで、今後平成18年度以降3年間の給付額を推定する予定であります。額の決定はまだいたしておりません。合併して、3町村の介護保険料は、現在不均一賦課ということになっておりますので、それらにつきましても、今回の改定の中で住民、被保険者に理解が得られるようにしていきたいと、そう

いうふうを考えておるところであります。

また、障害者控除対象者認定書の発行につきましては、町の要綱を定めております。所得税法の施行令等もありますので、そういうものを重視しながら、適正な措置をしてみたいと考えております。

次に、地域包括支援センターの設置につきましては、今後の第3期事業計画策定委員会で協議を踏まえまして判断をしてみたいと考えております。仮に町で設置した場合、人的配置につきましては、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師と、そういう有資格者を配置するようなことになるわけでありまして、また、ケアプラン等の策定についても、同様に策定委員会の協議を得まして、それらの中で整理、判断をしてみたいと考えておるところであります。

次に、地域福祉についてであります。これにつきましては、平成12年に社会福祉法が改正されまして、地域福祉の推進が示されまして、本町においては平成18年度以降に策定をしていくという考えであります。また、障害のある人も、子供も、高齢者も、すべての人が地域社会を構成する一員として尊重され、その人らしい生活が送れるということが社会の基本であります。藤咲議員さんがおっしゃるとおりでもあるかと思えます。

次に、託老所の件であります。これにつきましては、個々の事業の必要性、それから計画に盛り込むかどうかについても、それらの策定協議の中で検討してみたいと、そのように考えておるわけでありまして。

また、友愛訪問、見守り、一声かけ運動、そういうものにつきましても、やはり、地域全体でそういうものを支えていくということで、これらについても、社会福祉協議会等とも連携をとりながら、そういう社会を形成していくということで努めてみたいと考えておるところであります。

次に、電動車いすの購入に対する補助金ということではありますが、これらにつきましては、介護保険の制度の中では貸与の品目になっております。費用は、1カ月当たり、一部負担額が2,000円程度というようなことで、介護保険の中での貸与事業としてありますが、できればそういうものをご活用いただきたいと、そういうふうを考えておるところでございます。

以上であります。

議長（関谷 誠君） 17番藤咲君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

17番（藤咲徳治君） 低所得者に対する軽減の考えがあるかということについては、特になかったように思うんですが、低所得者に対する保険料・利用料の軽減措置については、私は大きくって2つあると思うんです。1つは、単なる減免という制度があるわけですが、もう一つは、制度そのものを検討するということも必要だと思うんです。

例えば、新しい介護保険法では、保険料区分が、今度新しく6段階になるわけです。今

度2段階が2つに分かれることによって6段階になるわけですが、そういう中で、例えば、それをさらに現在の5段階、新しい6段階になるわけですが、そのところをさらに区分をして、県も言っているわけですが、そういうことで負担率をそこでまた変えていくということで、全体の収入額を確保しながら低所得者にさらに配慮していくという多段階の方法もあるのではないかとということで、必要なのではないかと思うんです。

例えば、この間で、県がある団体に文書で回答したことなんですが、県内で保険料を減免しているところは21、利用料を減免しているところが25、さらに、多段階に区分することで負担率を変えながら実施しているところが2市町村あるということが、県からの文書による回答が寄せられています。そういうことからすると、低所得者に保険料を減免したり、安くすることは、決して特別なことではないということで、この町で、そういう多段階制の導入によって低所得者に対する軽減措置を図る計画、考えがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

というのは、東京のあるところなんですが、試しに保険料を10段階で計算したんです。そうしたら、中低所得者を中心に6割の人が保険料が安くなったと、下がったという試算があるそうです。だから、この町でもそういう制度を取り入れるつもりがあるのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

さらに、利用料の軽減措置ですが、施設の人については、その人の所得によって利用者負担というのが4段階ありますね。その4段階のうち、例えば町で条例なり規則をつくって、在宅の人たちにそのまま適用することができないかどうかということをお聞きしたいと思います。

というのは、今度地方税法が変わったことによって、80万円を超した人というのは、新しく課税対象になるわけですよ。そうすると、保険料の区分も1つ上がるわけですよ。そうすると、利用者負担理由と利用者負担の第1段階の方は変わらないんですが、第2段階の方は安くなるというんですが、第3段階の人たちは、収入が変わらないんだけど、そういうことで負担が重くなるという実態があるわけですから、そういうことで、利用料についてもそういう方向で検討する必要があるのではないかとということをお聞きしたいと思います。

障害者の所得税控除についてですが、これ、さっきの答弁だと要綱をつくっているということですが、要綱をつくっているとすると、その要綱を自分たちだけで持っていては何の役にも立たないわけで、これは、納税者、該当者に知らされて、告知されて、周知されて、その人たちが申告のときにその認定書を使うことによって、初めて役立つものです。だから、それは、なぜそういうことができないのか、まず、お聞きしたいと思います。

この障害者控除の対象者認定書というのは、税法上は、5年さかのぼってその実態があれば適用することができるわけです。だから、該当者本人とか家族にとっては相当の控除の額になると思いますので、これは周知が甘いのではないかとこのように思いますので、

そのところを徹底をお願いしたいと思います。

さらに、地域包括支援センターですが、今、該当者が、新しく要介護度が変わるわけですが、その中で、現在要介護度1の人が126人、2の人が108人いるそうですから、この126人の人たちの約7割、8割が、今度は要支援2に該当するわけです。そうすると、その人たちが地域包括支援センターで介護プランがつけられるということですが、先ほど申しましたように、1人のケアマネジャーが担当するのは50人が限度だと言われているんですが、大体そういうふうに計算すると170人が、新しい尺度でいうと要支援1、2になるわけですが、そういうことで果たしてできるのかどうか。これをやって人数が少なくなるということが考えられないのかどうか。間に合わなくなるのは考えられないのかどうかということですが、そういう不足を支援センターで感じたら、そういう増員を、人的配置の補強を考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。これについては、尾辻厚生労働大臣も経過措置を設けるといふふうに答弁していると思います。

あとは、地域福祉についてですが、これはかなり大きなテーマなものですから、やはり、一つ一つをやることから積み重ねていくということで、平成18年度から実施するということをお聞きしておりますが、この対象者を高齢者や障害者に限定せずに、病気を抱えた人、家族や難病、妊産婦や子育て最中の人たちも含める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

というのは、つい最近ですが、私の近くの団地で、病気を抱えた人が病気を苦に自殺をしたという話をお聞きしておりますが、そういうことを地域の福祉の中でカバーすることが、ケアすることができなかつたのかどうかというのが大きな動機なわけです。そういうことで、対象者を、さっき言ったような、高齢者、障害者だけではなくて、病気の家族、本人、難病とか妊産婦、子育て最中も含める必要があるのではないかとこのことを改めてご提案申し上げたいと思います。

あと、この地域福祉を介護保険とは別枠に考えているのか、介護保険の中で考えているのか、さらに並行して考えているのか、その辺のお答えをお願いしたいと思います。

あと、電動車いすというんですが、町の中でよく見ることができるのですが、これは、家庭で充電をして、かなりの距離を乗ることができるんですが、これは、一つは外出が楽になる。今度の介護保険では、予防というののがかなり重視されていますけれども、そういう機械を相手にスポーツをしたり筋トレしたりするよりも、自分の意思で動いて、移動して、いろいろなところに行って、親しいお友達とおしゃべりしたりお茶を飲んだりすることは、最大の介護予防になると思っているんです。

そういうことで、これは三輪、四輪がありますけれども、1台20数万円から35万円程度なんです。だから、そういうことでの援助というのはぜひ必要かなと思っております。これは、ちょっと足の悪い人にとってのつえとか、眼鏡とかに匹敵するようなものだと思いますので、再度の検討をお願いしたいと思います。

2回目、以上です。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 介護保険についてであります。額の軽減はどうかということだと思えます。いずれにいたしましても、基本的には、6段階に分けるということは、それぞれの所得に応じた負担をしていただくということで、そこで1回それぞれの負担の割合が出てくるということではありますが、それ以上の軽減ということだと思えます。それらにつきましては、こういう問題も提起しながら、策定委員会の中でなお検討して進めていくということになると思えます。

次に、障害者の認定の問題、それから、包括支援センターの件につきましては、担当課長よりご答弁を申し上げます。

地域福祉の件であります。地域福祉計画、介護保険との整合性をどうするのかということだと思えますが、いずれにしましても、そういうものを含めて、やはり、並行的に検討されていくべきものと考えております。

電動車いすの購入の件であります。先ほど申し上げましたように、介護保険の中では貸与、それから、身体障害者の方については補装具給付制度の国の補助制度がございます。これらにつきましては、町としては、現在補助をするという考えはございませんが、必要ということになれば、やはり、社会福祉協議会、そういうもので貸与というような方法で検討をするものと考えております。

以上であります。

議長（関谷 誠君） 保険課長。

〔保険課長仲田政男登壇〕

保険課長（仲田政男君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

低所得者に対します対策ということでございます。これにつきましては、先ほど町長が申されたとおりでございます。

2番の障害者認定書関係でございますが、これにつきましては要綱が策定されておまして、これに該当される方につきましては、老齢福祉年金受給者、現在当町につきましては、約10名が該当されます。それから、生活保護者が33名という方が対象になりまして、これにつきましては、申請主義というような形でとっておるわけでございます。

それから、地域包括支援センターの関係でございますが、120から170名を見られるのかどうかというようなことでございますが、これにつきましては、保険者といたしまして、軽度要支援・要介護の方を自立できるような指導をしてまいりたいというふうに思っておるわけでございまして、これらにつきましては、法人だとか民間、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等と連携をとりまして進めていくことになるというふうに思われるわけでございまして、これらにつきましても、先ほど町長が申されましたように、策定委

員会、協議の中で進めていかなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（関谷 誠君） 17番藤咲君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

17番（藤咲徳治君） 低所得者に配慮をした保険料の設定についてですが、これは、新しく6段階になるわけですが、新6段階の人たちをさらに再区分化して、さらに負担率を変えるとというようなことも県は可能だと言っているんです。だから、そういうことでの検討をする必要があるのではないかということが、保険料全体について1つ。

あとは、利用料についての、さっきの利用者負担を施設だけではなくて、在宅の人にも町として適用する考えがあるかどうかを第2点お聞きしたいと思います。

障害者控除についてですが、さっき課長の答弁だと、要綱をつくって、老齢福祉年金受給者とか、そういう非課税の人だということですが、これは収入区分なんですよ。だから、これは、その人が介護保険料のどういう区分であれ、その人が障害を持っているかどうかということの認定というのは、その収入とは関係なく行われるべきだと思いますよ。それは、間違っていると思います。

だから、そのこのところを該当者に徹底する必要があるということと、これは、そういう介護認定を受けている人たちが申請をした場合、その人がどういう保険料の区分であるかどうかというのは関係なく、これは町として受けざるを得ないと思うんです。そういうことで、これはぜひお願いしたいと思うんです。国民というのは、全員が納税の義務を持っていますが、節税の権利もあります。ということで、ぜひこれは、収入ではないです、その人が障害を持っているかどうかというのが基準ですから、これは収入の保険料の区分で分けられるものではないと思いますので、さらにお願ひしたいと思います。

ということで、3回目の質問といたします。お願いしたいと思います。

議長（関谷 誠君） 保険課長。

〔保険課長仲田政男君登壇〕

保険課長（仲田政男君） お答えいたします。

低所得者に対しましての関係でございますが、今回補正予算で上程してはいますが、介護保険の関係で、低所得者につきましては、特定入所者介護サービスということで、新しく設けてございます。今回上程いたします金額につきましては、4,100万円ほど、食費の関係、それから、居住の関係につきましてお支払いするというようなことでございます。2番目の収入の関係ではないというようなことでございますが、これらにつきまして、要綱等をよみ調べまして、調べてまいりたいと思っております。

以上です。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

17番（藤咲徳治君） 特定施設入居の場合に、施設入居なんですね。だから、それを

在宅の人に適用できないかどうかということをお聞きしたんですよ。お願いしたいと思います。

議長（関谷 誠君） 保険課長。

〔保険課長仲田政男君登壇〕

保険課長（仲田政男君） お答えいたします。

あくまでも、今回の特定入所者関係の予算でありまして、新たに在宅でもってどうかということですが、現在のところ在宅につきましては法的に出ておりませんので、今までどおりということになります。

議長（関谷 誠君） 以上で、17番藤咲徳治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第13号、32番小松文良君の発言を許可いたします。

32番小松君。

〔32番小松文良君登壇〕

32番（小松文良君） 32番小松です。

通告順に従いまして、質問いたします。

町の発注する業務委託及び事業に関してでございます。

最初に、入札のあり方でございますが、財務規則によりますと、随意契約は50万円以上、一般競争入札においては500万円以上、そういったものが町の財務規則で使われているわけですが、今回、特に一般競争入札についてでございますが、一般競争入札においては、参加条件がちゃんとしております。財務規則によりますと、Bランク以上ということだと解釈しております。しかし、入札によっては、その参加条件が何度か変わっているわけですが、これはこういった理由で変わっているのかお答えいただけます。

また、業務委託においては、随意契約50万円以上は入札というような財務規則になっておるわけですが、何点か、50万円以上でも随意契約でやられているものがあるわけですが、その都度理由はちゃんと出ているようでございますが、1件につきましては、1,000万円以上の金額において1社特命の随意契約を行ったものがあるわけですが、それはこういった意味合いをもってあるわけかお答え願います。

また、2番として、工事等の管理指導体制でございますが、工事の種類によっては、各種の資格者、そういったものが必要でございます。工程会議等で作業員の名簿、資格者の名簿、そういったものが提出されていると思っておりますが、例えば、工事現場においては、代理人の名札、腕章、これは見ればすぐわかるとおりでございます。しかし、機械オペレーター、また、下水道工事においては第2種酸素欠乏防止責任者、こういったものを配置しなければならない工事でございます。こういったものは現場においてどのような方法で確認されておるかお答え願います。

また、工事等の現場の状況により設計変更があるときもございまして、そういうときはどのような対処をしているか、また、どのようなときに設計変更を認めるのか、お答え願います。

ます。

以上でございます。1回目の質問を終わります。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 小松文良議員からの一般質問で、町が発注する業務委託及び事業についてということであります。

その中で、一般競争入札、業務委託、それらの発注の入札のあり方についてであります。これにつきましては、担当課長よりご答弁を申し上げたいと思います。

また、現場における工事等の管理指導についてということですが、現場でどのような指導をして、設計変更の理由はどういうときにあるのかということですが、これについても、それぞれ担当課長の方よりご答弁を申し上げます。

議長（関谷 誠君） 管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

管財課長（海野勝美君） 小松議員さんにご答弁を申し上げます。

ランク制のご質問かと思えます。公共工事を発注する場合がございますけれども、当然、会社の内容、あるいは施工経験、これらのものを勘案して定めるということございまして、一般競争入札、いわゆるランク制を導入いたしましたのは、6月1日以降でございます。4月、5月の2カ月につきましては審査期間ということでございますので、ランク制を採用しないで入札を行ったものにつきましては、5件ほどございます。6月1日以降につきましては、すべてランク制を導入したもので入札を実施しているところでございます。以上です。

議長（関谷 誠君） 下水道課長。

〔下水道課長小林修一君登壇〕

下水道課長（小林修一君） ただいまの小松議員さんの質問に対してお答えしたいと思います。

下水道関係で、いろいろな免状関係かと思うんですけれども、これらにつきましては、契約時点で契約の対象の会社が、これの方々がこういう免状を持っていないというふうなことで、私どもは認識してございます。

さらに、設計変更でございますけれども、これにつきましては、契約した後、会社等の現場代理人、さらに私ども下水道課の担当と打ち合わせ等をします。あと現場を確認した上で、こういう増額の変更等があるというような話がございましたらば、変更するというような形で現在進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（関谷 誠君） はい。

〔32番小松文良君登壇〕

32番（小松文良君） 設計変更については、その変更したものを、桂中学校の物置についても設計変更されていると思いますけれども、それについてもお答え願います。それについては最初にやった質問ですから、2回目にカウントしないでください。

議長（関谷 誠君） 学校教育課長。

〔学校教育課長所 道彦君登壇〕

学校教育課長（所 道彦君） ただいまの小松議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

桂中の倉庫建設につきましては、6月に起工いたしまして、8月いっぱい工期でございます。その中で、いろいろ指摘等をいたしましたけれども、9月に入りまして、現場が終わりましたというようなことで現地に赴いたところでありまして。そこで、屋根の下地、あるいは土間コン、あるいは屋根のふき方等に問題がございました。そういうところから、業者と打ち合わせをいたしまして、屋根のふき方の相違につきましては、その差額分を内装と申しましょうか、中のベニアの施工というようなことでございます。それから、屋根及び土間につきましては、再施工というような形で、現在協議しておるところでございますけれども、金額につきましてはの増減は、現在のところありません。

以上でございます。

議長（関谷 誠君） 一般質問された方が答弁を求めているわけでありまして、その答弁が、町長が関係課長に答弁をさせると言っていたので、関係課長は自分の部署はわかっていると思いますので、議事進行上ちょっとおくれると困りますので、速やかに答弁をお願いします。

管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

管財課長（海野勝美君） 小松議員さんにご答弁を申し上げます。

先ほど、1,000万円以上のものについて随契というご質問がございましたけれども、これは、小松小学校屋内運動場の随契のことかと思っております。これにつきましては、担当課の方から、平成16年度に基本計画の策定、こういうものの業務を委託しておりまして、現況等にも精通をしているということから、実施設計業務についても安閑できるということで、随契の理由書が指名委員会の方に提出をされまして、審査をされて決定をしたということでございます。

それから、工事管理指導という件でございますけれども、工事につきましては、担当主管課の方から工事監督者が任命をされまして、請負業者等の指導に当たるということでございまして、その後、完成を見たというときに書類等が、例えば管財課の方に提出されるという場合は、その時点から検査を実施するという流れでございます。

以上です。

議長（関谷 誠君） 32番小松君。

〔 3 2 番小松文良君登壇 〕

3 2 番（小松文良君） 最初に質問しましたランクづけ、これについて一般競争入札においては条件が何度か変わっているわけです。この変わった理由がまだ述べていませんので。

議長（関谷 誠君） 管財課長。

〔 管財課長海野勝美君登壇 〕

管財課長（海野勝美君） ご答弁を申し上げたいと思います。

ランクづけの前につきましては、総合評定値、こういうものを600点以上ということで設定をいたしました。その以後は、先ほど申し上げましたけれども、6月からはランク制ということでございます。この600点という基準でございますけれども、公共事業の施工可能な業者として一定の基準として設定をしたものでございます。それらを報告をしたものでございます。

以上です。

議長（関谷 誠君） 32番小松君。

〔 3 2 番小松文良君登壇 〕

3 2 番（小松文良君） 2回目の質問をします。

今言ったような、600点以上、ランクづけ、そういったものがあれば、去る9月15日に談合情報で問題になった入札の件、それについては総合点で600点以上の会社が入っていない業者もあると思います。そういったものはどういうふうな対象にしているのか。

それと、先ほど下水道課の方から、資格者証、工程会議等で名簿が出されている。現場についての確認作業というのはどのような方法でしているか、それはまだ答えておりませんので。

それと、中学校の倉庫についての再質問でございますが、これについては、屋根の部分、これは当初設計と全然違うものが現在行われております。また、土間コンクリートにおきましては、金ごて仕上げ、当然、最初に生コンを流したものを乾いた時点で金ごてで仕上げの工法だと思われます。しかし、現在行われているのは、その上にモルタルを流してモルタル仕上げ、そういったものが果たしていいのか悪いのか。また、土台の基礎については、設計上は、一般的には真四角にやってあるものだと思われます。ただ、場所によっては3センチ、4センチの違いがあるところがある。そういったものは今後の検査においてどのような方法をとるのか。

また、先ほど、小松小学校の体育館、1,365万円で随意契約したわけでございますが、それについては、いろいろな理由はちゃんと出ています。しかし、本当に県の技術公社がそれだけ精通しているかしていないか、その根拠は出ていないわけです。その根拠も示していただきたい。

2回目の質問を終わります。

議長（関谷 誠君） 下水道課長。

〔下水道課長小林修一君登壇〕

下水道課長（小林修一君） 小松議員さんの2回目の質問にお答えしたいと思います。

現場の状況の課での確認かと思うんですけれども、それらにつきましては、契約の後、先ほど申しましたけれども、請負業者と担当の方で打ち合わせしまして、下水道の工事標準仕様書というのを町の方でつくってございます。これに基づいて業者と打ち合わせをします。その後、担当の方でほとんど毎日ぐらい現場の方へ出向いて、業者の進捗状況を把握してございます。

議長（関谷 誠君） 学校教育課長。

〔学校教育課長所 道彦君登壇〕

学校教育課長（所 道彦君） 小松議員さんの質問にお答えいたします。

まず、桂中学校の屋根及び土間の件でございます。9月8日に、現地におきまして、ふぐあいと申しましょうか、土間による仕上げのあらだとか屋根について協議をいたしまして、再施工というようなことにしたわけでございますけれども、その後も、またふき方、あるいは土間については、上部の削りによりまして、平らでないところを再施工するようというような指示をいたしました。また、屋根につきましては、ふき方等が違いますので、今後さらに検討と申しましょうか、設計並びに担当業者と現地において再確認をしたいと思います。

よろしく願いいたします。

それから、小松小学校の随契の形での確にできるのかというような、精通しているのかというようなご質問だと思いますけれども、平成16年度における実績につきましては、国庫公園フィールドハウス改修事業設計積算、あるいは県営和田前アパート建設工事実施設計、あるいは主要地方道三浦栄線管理事務所料金所設計、水府村消防機械器具置き場設計というような実績がございます。

なお、建築課のスタッフといたしましては、1級建築士4名、それから2級建築士10名の16名のスタッフがございます。

以上でございます。

議長（関谷 誠君） 管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

管財課長（海野勝美君） 初めに、検査の件でございますけれども、第1回に検査のときには検査ができなかったということで、次の検査につきましては、工事完成通知書が主管課の方から提出された時点で検査をしてまいりたいと考えております。

次に、随契の根拠でございますけれども、地方自治法施行令第167条の2第1項6号により、随契としたものでございます。

それから、過日、15日入札の公共下水道事業の参加要件でございますけれども、これら

につきましては、ランク制を導入しております。例えば、1本目でございますけれども、共同企業体の場合は、参加要件といたしまして、一般土木工事の格付がA、それから、構成員につきましては、一般土木工事の格付がBということで告示をしているところでございます。この土木の入札8本につきましては、評定値ではなく、ランク制を導入して告示をしたところでございます。

以上です。

議長（関谷 誠君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

32番小松君。

〔32番小松文良君登壇〕

32番（小松文良君） この一般競争入札の参加要件でございますが、時にはランク制、時には点数制、そういったあいまいな発注のあり方、これでは、本当に困ると思います。

また、今後、今までのケースから、私の場合によりますと、私が請求した資料等については、4月、5月、6月までは請求しても時間が大変かかりました。最近は出るようになりました。ですから、今後、やはり、議員が資料請求、あるいは、一般町民が情報公開条例によった請求、その他資料等の請求があったときには、町長の選挙公約でもありました清潔性・透明性、そういったものを最重点に置いて、速やかに資料の提出を願いたい。

また、今後そういったあいまいな発注の条件のつけ方、そういったものは、特に注意してやめてもらいたい。ランク制導入、点数制導入、当然これは発注側ですからできますよ。しかし、その都度変わるような条件、私にとっては、これは受注者側が都合のいいような発注をしているのではないかというような、執行部ではそういうつもりがなくても、自分では思っていますから。ですから、今後また資料の請求等、そういった場合には、速やかに出してもらいます。

以上をもって質問を終わります。

議長（関谷 誠君） 以上で、32番小松文良君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

2時25分まで休憩いたします。

午後 2時13分休憩

午後 2時25分開議

議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで傍聴人に申し上げます。城里町議会傍聴規則第7条第1号に基づき、議場内における言論等は慎んでいただきます。

次に、通告第14号、25番根本正典君の発言を許可いたします。

25番根本君。

〔25番根本正典君登壇〕

25番（根本正典君） それでは、通告制によりますところの一般質問を始めさせていただきます。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

まず、通告第1点目、入札制度の改革についてであります。当町におきましては、旧常北町において、まことに残念なことではあります。当時の町長が贈収賄罪によって逮捕されるという事件が発生をいたしました。このようなことは、決してあってはならないことですが、遺憾ながら事実であります。

この事件の裏側を探れば、入札等における業者の指名などをめぐり、組織的・構造的側面が浮かんでまいります。入札制度の盲点や不備を突くことにより談合等が行われ、結果的に、一部の者たちだけの利益を誘導することが行われ、これが前日の事件の温床となり、結果としてこのような事件が発生してしまったのではないのでしょうか。

したがって、入札制度の抜本的改革、解決は急務であり、町もこの問題には真剣に取り組んでいるところでしょう。しかしながら、過日の新聞各紙による談合疑惑報道にもあるように、その効果は必ずしも上がっているとは思えません。

そこで、1つ目の質問ですが、町は、旧町時代と比較をして、具体的にはどのような改革に取り組んでこられたのでしょうか。制度改革の流れを含め、具体的変更点等を、例を挙げながら、また、その理由についてもご説明を願いたいと思います。

また、今後についてはどのような点を重要課題として取り組んでいかれるのか、それもお伺いをいたします。

さらに、今般の談合報道に関する下水道工事の入札についてであります。きょう現在のところ、議会案件に係るJVの1件を除き、そのほかの契約は既に完了をしているのでしょうか。また、当然ではあります。入札を執行したのでありますから、当然談合はなかったとの認識であられると思います。これだけの報道と、結果としても、落札業者が100%的中をしているという事実を受けても、談合とは判断しなかった理由についても説明を求めたいと思います。

次に、第2点目のホロルの湯の備品の管理状況についてであります。ホロルの湯もオープン以来丸3年を数え、入場者数も平成17年8月末までで105万9,000人を突破し、盛況のうちに推移をしているところであります。しかしながら、オープン当初より想定外の入場者があったため、各設備等についても容量不足の点が多々指摘をされておりました。

そのような中で、各衣類や、特にサウナ室で使用をする床マットの洗濯については、当初は業者に委託する方向で検討されていたらしいのですが、オープン前に急遽、費用の点から自前で行うことに決定したとのことでした。しかし、そのときに導入されたはずの乾燥機が、現在所在不明となっており、このようなことは、まともな備品管理体制からしても考えられないことでもあります。

そこで、ホロルの湯では備品の管理状況はどのようになっているのか、また、町から開

発公社、そしてホールの湯という管理体制の流れと、その乾燥機は現在も所在が不明なのか、その理由は何が考えられるのかについても説明を求めます。

次に、第3点目の勧奨も含む退職制度についてであります。当町におきましては、合併後の余剰人員の削減問題が大きな課題の一つとなっているだろうと思われませんが、勧奨退職制度も、それに対応する一つの方法として、主に財政上の理由から、退職者数を早いうちに幾らかでも高めるという考え方の中で導入、見直し等が行われてきたわけでありませぬ。

しかし、このことは合併協の中でも検討が行われてきたはずですが、実際に聞き取り等をしてみますと、不平不満や不安も多く、これは検討調整が不十分な部分もあったのか。また、制度としての今後の見直しや具体的な余剰人員の数やその根拠について、さらに、今年度の通常退職者等も含めた退職者数、そして、当初の見通しと比較した場合、見直しに対しどのような結果になっているのかをお伺いをいたします。

以上、1回目の質問ですが、私に与えられた質問時間は40分しかありません。ですが、答弁は時間無制限ですので、先ほど議長からもお話がありましたように、質問のポイントを踏まえた丁寧なご答弁をお願い申し上げます。

また、もう1点、私もかような早口で、なるべくゆっくり話そうとは思っているんですが、なかなかふだんの癖が出てしまいますので、私が聞いていると町長も結構早口ですので、できるだけゆっくりお願いいたします。私、速記はできませんので、書き取りができないですから、ひとつよろしくお伺いをいたします。

以上で1回目を終わります。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 根本正典議員からの一般質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

第1点目は、制度改革全般についてということでありませぬ。今までの制度改革を時系列的にということでありませぬが、これらにつきましては、担当課長の方からご答弁申し上げたいと思ひます。

また、やはり入札制度を改善していくと、透明性を高めていくというような基本的な考え方に立って、競争入札等の導入、そういうものをやってきたわけでありませぬ。また、指名等につきましても、首長の恣意的に、いわゆるその人の個人的な考えとかそういうことが入る余地がないような方法でということでありませぬので、そういうこともポイントに置きながら今回の入札制度の改革を進めておるわけでありませぬ。なお、これでいいものとは、私も思っておりませぬ。そういう中で、今後なお透明性を高める、また、手続等についてもわかりやすくする、そういう中で今後なお改革を進めていかなければならないというふうな基本的な考えは持っております。

また、もう一つ、談合情報と入札の件でご質問がございましたが、これにつきましては、執行部といたしましては、手続を踏んで入札をいたしまして、それらに基づいて契約をするということで、議会案件についても仮契約をいたしております。そういう中で、手続を踏んで契約をしたということでございます。

また、ホロルの湯の備品の管理状況はどうなっているのかということでもあります。これは、ホロルの湯のオープン当時のお話かと思っております。もう何年か暮れておりますが、それらについては、現在の担当課長、以前の担当者等と十分聞き取り等も行っております。そういう中で、それについては担当課長の方からお答えを申し上げたいと思います。いずれにしても、若干年月がたっております。そういう中でお答えを申し上げたいと思います。

それと、勸奨退職を含む退職制度ということでもあります。前にもご質問がございました。私も、60歳ということで定年を迎えるということで人生設計を立てながら、40年、またそれ以上の年月を過ごしてきて、58歳でどうでしょうかと言われて、やはり、職員の立場に立てば、心傷むものがあるわけでありまして。先ほども申し上げましたように、その間は年金もつかない、失業保険もないというような状態にいるということが事実であります。そういう中で、やはり、余剰人員ということではなくて、適正な職員数にしていくというような流れの中で決心をしていただいたということに対して、私も非常に感謝を申し上げておるところであります。

いずれにいたしましても、人口比1%というようなくらいの定員管理をしていかなければならないということでもあります。前にも申し上げましたように、平成18年度の採用等も控えております。17人が今回の勸奨退職に応じていただいたということで、勸奨退職制度は以前からありましたが、それをなおご協力をいただいたということで、今回の勸奨退職ということになったわけでありまして。次年度以降につきましても、そうした状況を見ながら、なお人員削減には努めていかなければならないと思っております。

以上であります。

議長（関谷 誠君） 管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

管財課長（海野勝美君） 根本議員さんにご答弁を申し上げます。

まず最初に、一般競争入札制度の改善点でございます。

従来は、旧常北町の場合は、一般競争入札については、試行的に1億円以上ということでもございましたけれども、改善といたしましては、500万円以上としております。この理由といたしましては、根拠でございますけれども、地方自治法施行令に、工事の場合、随意契約が1,300万円未満とされているだけでございまして、一般競争入札、指名競争入札の対象の金額、これにつきましては明記されてございません。このようなことから1,300万円以上を一般競争入札としている町村もございまして、事務の煩雑が懸念される

ことから、対象額を500万円と設定をしているものでございます。

理由でございますけれども、建設業法による軽微な工事は500万円未満とされてございます。500万円以上の公共工事の請負をする場合は、建設業の許可と経営事項審査を受けなければならないということになっておりますということでございます。さらに、契約保証、コリンズでございますけれども、この登録につきましても500万円ということで、重要視されているところでございます。

さらに、今後における入札の談合防止ということでございますけれども、今般国土交通省の入札談合の再発防止対策委員会におきまして、平成17年7月29日付で入札談合の再発防止対策というのが取りまとめられております。その具体的措置といたしましては、指名業者名の事後公表の推進が掲げられております。その内容でございますけれども、全入札件数のおおむね5割において指名業者の事後公表、これらを施行の拡大をなささいということ。さらに、入札談合の再発防止の観点から、施行割合をさらに拡大をすることについては差し支えがないというような通知も来ておりますので、十分検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

さらに、公共工事につきましては、予定価格の事前公表、指名業者の公表、さらには入札が終了後に町のホームページで落札金額等を公表をしていくというところでございます。以上です。

議長（関谷 誠君） 産業振興課長。

〔産業振興課長高橋洋造君登壇〕

産業振興課長（高橋洋造君） 25番の根本議員さんの質問にお答えしたいと思います。

備品管理につきましてでございますが、流れにつきましては、建設当時、ホロルの湯の建設までの備品購入につきましては、旧常北町時代の企画財政課が担当していたと思います。款項目節の中の備品購入費につきましては、すべて台帳は整備してありますが、そのほか工事等で契約について行った備品と思われる、整備した電気製品等につきましては、工事完了届の中の調書で、明細の中をもって備品として扱っていたということで、今、それにつきましては、ホロルの湯の現場の備品と工事完了届の備品購入した名称とを合わせながら整備中であります。そうしたところでありまして、備品については、建設当時以前については町が整備したと、オープン後に購入した分については、ホロルの湯が購入、管理をしております。

そういう中で、3年前のホロルの湯のオープン直後のことかと思いますが、当初、私もその当時旧桂村の職員でありましたので、実際、当時の担当者から聞いたことを率直にお話したいと思います。

当時、だれもオープンしてからの予想見込みはわからなかったと思いますが、当初は、根本議員さんの言うとおり、リネンですか、洗濯業者へ委託したと。しかし、思った予想以上に入場者が多く、洗濯物の方が間に合わないということで、その当時の町長の了解を

得て、電気式の乾燥機にしたと。それらにつきましても、やはり、電気量不足という中、乾燥機の容量が小さいということで、乾燥が間に合わなくなってきたということで、電気業者と町の方で、とりあえず中止することができませんので、込み合っていたということもありまして、ガス式の交換したということになっております。そういう中で、今現在設置の乾燥機の機種については、最終の契約で発注した機種が使われております。

その中で、議員さん指摘の、最初の機種はどこへ行ったのかということなんですが、その当時、オープンしたということで、便宜上というか、間に合わないということで、業者に頼んでそれを無料で交換したということになっているそうです。そういうことを踏まえて、今使っている機種については、最終的な工事契約者の契約の内容の機種と同じとなっているが、それを使っておると思います。

以上、私も当時担当ではなかったんですが、いろいろ調査した結果を報告いたします。

以上です。

議長（関谷 誠君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

管財課長（海野勝美君） 根本議員さんにおわびと訂正を申し上げたいと思います。

随意契約130万円でございますけれども、1,300万円と申しまして、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

〔25番根本正典君登壇〕

25番（根本正典君） 最後の質問なんですが、何名か通常退職といいますが、依頼等もあったんでしょうし、定年等もあるんだろうと思うんですが、それは今年度トータルで何名ぐらいになっているのかということと、それが予定削減数に対して、実績割合としてはどうなんだということについて、ご答弁いただいていませんし、その辺もうちよっとお願いしたいですね。これ、質問、カウントは1回目でしょう。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 補正をしてお答えをいたしたいと思います。

勸奨退職者、17名であります。定年退職者は1名です。計18名が来年の3月31日をもって退職する予定になっております。その結果というのは、予想ということかなとも思いますが、お願いをした方には、大体ご了解をいただいて退職をしていただく、そういう結果になったと。

議長（関谷 誠君） 25番根本君。

〔25番根本正典君登壇〕

25番（根本正典君） 2回目の質問に入らせていただきます。

申しわけないんですが、非常に歯切れが悪いですね。もう少し歯切れのいいご答弁をい

ただきたいと思います。

先ほどの、今回新聞報道にもありました談合について、結果的に談合はなかったと、当然契約も終わったというようなご答弁でしたし、JV関連のものについては仮契約を済ませ、この議会を通過すれば本契約ということになるんでしょうけれども、私、結論から申しますと、これは間違いなく談合であったと、確信に近いものを持っております。

以下、その点について、では、私の判断基準といいますか、要点の取り方といいますか、どのようなものがあるからこのように判断しているということについてご説明をさせていただきます。当然、執行部側の考え方というのは、出した結論というのは、私と正対なわけですから、全部100%が私と全く違うということではなくても、恐らくほとんどの点は、全く対立した考え方の中にあるはずです。ですから、私がこれから申し上げることについて、当然全く違うという部分があれば、「おまえのここが考え方として間違っているからそういう間違った答えが出るんだよ」というようなことで、理由を付してご答弁をいただきたいと、かように思っております。

では、少々長くなるかもしれませんが、具体例を引きながら説明をさせていただきます。

まず、今回の談合情報、私が先ほど言いましたように、ほぼ確信に近い状態、確信していると言っても言い過ぎではないということについてですが、まずは、やはり、新聞紙上で出ましたように、工区名と業者名、両方入ったわけですが、100%その一致を見たということでございます。これは、相当正確な内部情報が漏れ出さないと、このような結果には、まず絶対になり得ないというのが、まず第1番目であります。

それから、大きな見方の部分では、まず、発注地域とか地区　　と言ってもいいですかに偏りが見られる。これは、茨城新聞の中でも指摘をされております。つまり、100%の的中を見た中でも、さらに旧常北地区の仕事については、下水道工事については、常北地区の業者が100%受注している。桂地区については、桂地区の業者が受注している。これもまたどんぴしゃというふうに言いたくなるようなものが出ておるわけでございます。聞くところによりますと、業者さんにはローテーションとか順番とかというものがあるそうでございますので、その辺を考えれば、当然こういうことも談合の一つの指標として見ていいんじゃないかというふうに思っております。

さらに、落札率、非常に高いです。最後のころの数字については、これは丸め方の問題もあると思いますので、若干違うという方もいらっしゃるかもしれませんが、私の計算ですと98.6%から99.4%と。私は、これは軸は1%と見ていますので、軸を1%という談合が行われたというふうに、私は解釈をしております。

大きなところではそのようなことがあるかもしれませんが、また、実は、私は、一つ談合手法と見ていることがあるんですが、今回の入札において出された札、すべて1万円未満は切り捨てて出ています。当然、入札金額が1,000万円を超える非常に大きな、最低でも2,000万円幾らでしたかね、そのくらいの大きな工事ですから、1万円といえは0.1%です

から、こんなものは丸めちまえというふうに考えれば、これは決して考えづらい話ではないですが、このような高落札率の中でいきますと、当然その幅というのは、業者さんの出す札の間隔というのは非常に狭くなっていくわけです。当然ですよ。であれば、当然本気になって取りにいくのであれば、1,000円安くても、勝ちも勝ちなんです。ですから、当然何千円という入札があっても、決して不思議ではない。ところが、きれいに万単位でそろえられている。私には、非常にこれも考えづらい。

もし、この中に、先ほども言いましたように1,000万円からの金額の入札ですから、1万円というのは0.1%であるので、もしかしたら、これ全部持ってきてあるんですが、入札条件の中に最低入札単位というようなものがもし設定をされていれば、これは別に不思議ではない。1,000万円を超える金額なんだから、1万円では0.1%だから、それ以下はもう切り捨てて出しなさいよと、いわゆる最低入札単位を1万円としますという規定があるのであれば、それは不思議ではない。ところが、どこを見てもそれは出てきません。ですから、これも非常に不思議ですね。

それと、そのほかに、実際出された結果、あるいは、今までの、例えば町のホームページ上に予定の工事であるとか、それから、入札の結果の一覧であるとかというものが出ているわけですが、これを実際にはサンプル数の問題もありますので、なかなかこれだけの数で、自分のはサンプル数と言えるのかということになれば、その辺若干異論もあるところはあるとは思いますが、しかしながら、私もこの談合問題ということに関しましては、前々からやってきまして、旧常北町時代の資料とか、いろいろ持っております。

そういうものとも比較をしまして、一般的に言えますことは、土木系の工事というのは、やはり、一般的に非常に落札率が高い傾向が出ている。その中でも、特に下水道工事は高い。まず、99%。それから、コンサル系、いわゆる業務委託等の入札に関しましては、これは一々申し上げませんが、比較的安いといえますが、私から見れば決して安くはないんですが、土木系の工事等に比べると、低い傾向が見られる。

それから、今も言いましたように、いわゆる地区ごとの特徴が出ている。先ほど、桂であれば桂の業者さん、常北であれば常北の業者さんがとったという場合には、その中でも特に高くなる。私から見れば、非常に残念なことなんですが、高くなる傾向が出ておりません。そのようなものが明らかに出ております。

4月あたりの工事を見ても、すべて地元業者さんが、指名競争入札ですので、地元業者さんだけが指名になったということもあるんでしょうけれども、4月あたりはすべて地元で落札。その落札率が95%を下回るものは、18工事中4本しかないです。最大は98.3%、最少は92.6%です。

これ、各月ごとのやつも全部あるんですけども、先ほどから言いますように、私に与えられた時間というのは40分しかありませんので、とてもではないですけども、これ3分の1もお話できないでしょうね。ですから、かいつまんでということになってしまう。

たまに低い落札率のものが出る場合がございます。これは、私が見ているところ、どちらかというと、いわゆる何々系、何々系ということよりも、どうも業者さんの組み合わせによって、何かちょっとそういう傾向が出ているのかなというふうに思えるところがあるんです。極端なことを言ったら、仲の悪い業者さん同士同一指名したらけんかしますからね。そういうことになると思います。

それから、これも非常に残念なんですけど、先ほど言いましたが、町外業者さんが入ったときの方が、落札率は低くなる傾向にある。ですから、あとは全体的なことでは、指名入札などでいいですと常連さんがいて、なおかつ業者さんも数が少ないというものにおいては、やはり、高落札率の傾向が強くと出ると、こういうことも、今回の大きな談合の流れのとらえ方の中で、一番先に言えてくることなのかなと思うんです。

このほかに、私が個人的にではありますが、そのほかに何らかの談合というものをみていく上での指標というものがあるのではないかというふうに思ひまして、いろいろ考えてみました。ですから、先ほど申し上げた部分は、その部分です。

では、何を指標として、パラメーターとして考えるのかということですが、まずは、ですから、先ほど言った大きな要件のほかに、特殊な要件といいますが、そういうのがあるわけですね。まず、先行して行われた工事との関連があるか、こういうものも一つにはポイントになる。これは、業者さんの間では継続というそうなんです。それから、業者さんの所有する土地にかかったり、あるいはその直近での工事発注があるのか、こういうことも、業界内部に詳しい方のお話を聞きますと、大きく談合の内容には影響をするそうなんです。そのほかに、実際高落札率であるとか、今回の場合は極めてはっきりと出たわけですが、談合情報どおり100%というような形で入札された。

それで、そのほかに、これは私が考えた部分なんですけど、入札された金額、札の出方などのような特徴があるのか。やはり、これは見てみる必要があると。これは、やはり、一つの談合の指標となり得るのではないかというふうに考えまして、具体的には、例えば、札に書かれた金額に周期性があるであるとか、あるいは、同額の札がどの程度出てきているとか、そういう何らかの傾向というものがもしかしたら見られるのではないかと、かように考えまして、そういうものを探ってみました。

例えば、業者さんも人間ですから、通常の生活の習慣とか、癖とかと、やはり微妙に出てきます。やはり、これは札をつくる上でも同じだと思うんです。例えば、かけ声でいえば「1、2、1、2」とか「1、2、3」、「ワン、ツー、スリー」、こういうかけ声をしますよね。それから、私たちも、例えば、お祝い事の時などに、9万円とか4万円とかというお祝いを包みますか、包みませんよね。そういう生活上の習慣というのは、自分では注意してやっているようでも、意外と出るんです。人間ですから。ですから、大体1、2、3の範囲とか、あとは5とか、7とか、欧米だったらラッキーセブンとかいうのがありますよね。さらに、日本では8は末広がりで、8は縁起がいい。先ほども言いましたよう

に、お祝いなんかだったら、大体1万円、その上になると7、5、3万円と、そういうお祝いの包み方をしたりします。

こういうものが、調べてみたら、実は物の見事に出ています。札に書かれた金額の中に、物の見事に出ているんですね。これを若干ご紹介をさせていただきます。全部でかなり本数がありますので、全部とてもやり切れないと思いますので、何本かについてやってみます。

特に、JVさんを除いた7本の工事について言わせていただきますと、一つには、これは予定価格が2,800万円という工事のものです。予定価格に対して、これは0.99掛ける10万円というのが落札札です。当然、まともな入札が行われたというようなふうに見せかけるわけですから、ぴったりの数字なんていうのは作りませんよ。そこで小細工するわけですから。その小細工がどうなのかというのは、読めるか読めないかです。私、みんなやってみましたら、札の作り方まで全部出ました。

例えば、今の2,800万円ですと、2,800掛ける0.99、それにプラス10万円が落札金額。2,782万円です。ぴったり来ます。この仕事など、業者さん数は全部で8社さんが応札したんですが、その前に他工事の落札をしているということで、実際には4社さんしか札は広げておりません。ですから、これは数が半分になってしまっていますけれども、これは、基本的には最大落札率は99.9%です。99万円にプラス10万円、ちょっと乗っけたんですね。そうしますと、予定価格に対する1%幅というのは28万円ですから、当然予定価格を超える札をつくれればその人は失格になってしまいますので、その間で数字をつくらなくてはならないということになります。

そうしますと、この差の中で計算をして、さらに、最大入札率なんて言葉があるのかどうかはわかりませんが、これは私の造語です。そういう言葉があるかどうかはわかりませんが、予定価格に対して最も高く出された札のことを、私は便宜上こう呼びました。これだと99.9%、わずか0.1%。まともな競争をやっている、0.1%落としてとれるなんていうことは考えられますか、こんなことが平気で出ている。

そうしますと、これなんかおもしろいんですね。2,782、その上が2,794、その上が2,795、それから、この上が2,796と、先ほど言いましたように、8本が4社に減っていますので、4種類の札が出ております。本数も4本でございます。この間の数字の飛び方、計算しますと、 $2 \cdot 7 \cdot 9 \cdot 4$ 、 $2 \cdot 7 \cdot 9 \cdot 5$ 、 $2 \cdot 7 \cdot 9 \cdot 6$ ですから、1万円、1万円、1万円という飛び方をしている。2・7・8・2の間には、かなりの間隔があるわけですが、この間に出されなかった、開封をされなかった札が存在していると、私は見えています。このようにきれいに数字が並ぶんです。

ほかのを見てみましょうか。例えば、これは予定価格3,200万円の工事です。落札金額が3,167万円。これなんか、実にわかりやすいですよ。落札札は0.99マイナス1万円ですからね。これをまた内容的に分析してみます。落札にかかる札が3,167万円。すると、

3,167、その次が3,174、これが3本出ております。それから、3,180、3,184、3,190、一番高いのが3,195です。先ほど申し上げました最大入札率という言葉を使って言わせていただきますと、99.8%、こういう数字になってくる。この間の数字の並び方です。最初の数字の並び方からいきますと、これが、まず3・1・6・7、それから、プラス7万円、3・1・7・4、で7万円飛んでいるわけですが、この間は0.2%幅です。それから、3・1・7・4、から3・1・8・0というのは、6万円飛びなんです。その次が4万円飛ぶんです、その次が6万円また飛びます。その次が、3・1・9・5と3・1・9・0の間が5万円間隔です。これ、大体間の平均を見ますと0.2%間隔で並びます。

そして、これは、やはり非常に切れのいい数字。つまり、6とか4とかという数字がありますが、これは基本的に5万円飛びでつくるんです。あとは、さっき言った小細工です。いかにそれらしくないようにするか。基本的に5万円飛びでつくっておいて、それからマイナス1万円をしたものをその札にする、次は、また5万円飛びにプラス1万円したものを札にする。きれいにしておりますよ、これ。こういうのが全部そうなっています。

それで、このJVさんのやつについても、落札率98.4%、100万円の間には10社がひしめくという札が出てきます。ですから、前にもありましたように、同じ札が何本もつくらざるを得ない。間隔が狭いですから。通常でいけば、乱数的な、先ほど町長はだれの議員のときでしたか、人口動態のグラフの話もされたと思うんですけども、こういうものもグラフなどに置きますと、きれいに分布をしてくるはずですが、いわゆるこういうものとピークが出てくる、そういうことになってくると思います。

それから、今、ちょっと横にそれてしまいましたけれども、今では、JV工事、これなんか超大手さんがつくったとは思えないような札ですね。予定価格8,130万円、落札8,000万円、8,000万円の札が8,050万円、その次の札が8,060万円、その次が8,100万円、それで、札は4種類です。8,050万円というのは4本出ています。8,060万円が3本出ています。8,100万円が2本出ています。8,000万円は落札札ですから、当然1本しかありません。それから、金額の低い順から4、3、2ときれいに本数が並んでおります。おまけに、この数字を見てみますと、8,000万円から8,100万円の間で各数字をつくっているわけですが、そのほぼ中間のところ、50万円と60万円の札で4本と3本、こんな出方をしている。これは、意識的につくられたものでなければ、適正な競争が行われた中での札の出方としては、明らかにおかしいということが言えると思います。

ですので、私から見れば、今言いましたのは、これはとてもではないですけどもお話し切れませんので、ほんの一部しかやっておりませんが、今言いましたことにつきまして、おまえの見方というのはここがおかしいよという部分がありましたら、ご指摘をぜひいただいて、その理由について述べていただくという形でご答弁をいただきたいと思います。

それでは、次のところに行きたいと思います。

実を言いますと、例えば、先ほど海野課長からお話がありましたですね。あれですね。

やはり、ちょっと戻りますか。言い足りないことが多過ぎますんでね。

いろいろな入札制度の改革の変遷等についてもお話がありましたけれども、まず、入札制度、先ほどランク制をしいたのは6月のころからだというようなお話だったですけれども、私も、一応これ時系列を追いまして調べてみました。本年の3月ごろには、大体点数と、それから、1、2級がいることとか そのほかにいろいろな条件はありますが、変わっている部分だけを取り上げる。これ、全部しゃべったらとても時間がないので 城里町に本社があるとか、そういうことが入札の条件として付されております。5月頃になりますと、5月から6月に入る前が、600点以上という点数が出てきます。それから、これは城里町内に本社と、このような条件がくっついております。

これ、一般競争入札、一般競争入札と言っていますが、城里町内に本社があって、なおかつ点数がこれでとか、あるいは種目がこれでといったら、自動的に業者さんは特定されますからね。私から言わせれば、これは一般競争入札に名をかりた指名競争入札と何ら実質的には変わりがないと。なぜ、そういうことをわざわざ言ったりやったりしなくてはならないんだ。非常にこの辺も私もわかりづらい。これは小松議員もご指摘になっていたところであると思います。これは一体どういうわけなのか。

それから、5月のころ、ある大きな下水道の推進工事が行われました。これは当然条件のつけ方によって、町内業者さんは点数が足りません。980点以上という、非常に高い点数設定があります。水戸あたりでも、実際には七百四、五十点のあたりなんですよね。何でこのときにこんなに980点以上なんて高い点数設定をしたのか、さっぱりわかりません。ですから、当然地元業者さんは手が出ません。途端に外部業者さんがとったら、若干落札率は落ちました。これは、私から見ますと、意識的に地元業者さんを排除しているのかななどともとれるような点数設定でありますね。なぜかという、6月にまた600点というふうに戻るんです。

このころからランク制も同時に入ってまいります。先ほどの海野課長のご説明のとおりです。あとは、また城里町に本社があるという条件。その他の条件、点数とかランクとかという以外の条件ですが、これ、つけ方は非常に難しいと思いますよ。なぜかといいますと、この条件のつけ方によって、今言ったように、すべて業者を特定できてしまうんです。では、役場にとって何がいいか、指名委員会をやらなくて済む、その辺で文句を言われることはない、私はそういうふうにとっていますから。事実上の指名競争入札だろうと。それで、城里町に本社があるなんていったらなおさらでしょう。

ですから、こういう条件のつけ方いかんでは、競争原理というものを助長する場合もあるでしょうし、また、大きく障害してしまう、これがある。ですから、私は、こういうところが関係して、特にこれなんか言いたくないことですがけれどもね、町内業者さんの工事の落札率が非常に高い。これも関係があるのではないかというふうに思っております。

また、9月のころになりますと、今言いました、今度はJVの工事とかが出てくるわけ

です。親さんは県内外の業者と、県以外の場合は、関東圏というような条件がついております。このころには、今度はランクだけで、点数要件というのが外れてくるんです。ランクの指定しかされない。ランクというのは当然幅があるわけですから、その中で自分の持っている点数というのは1点しかない。このころになると点数要件が外れている。なぜこれで点数要件が外れておるのかということも、私もよくわかりません。この辺も、できれば本当は丁寧に説明をしていただきたいんですが。時間はたっぷりあるはずですので。

そうしますと、ここで、私、非常にわかりづらいところなんですが、このころにJVの方ですと、親さんに当たる方の会社には、町税は完納していなくてははいけませんという条件がくつつくんです。ところが、これはBで城里町内に本社があるんですから地元業者さんということになるんでしょうけれども、こっちにはくつついてないんですよ。これ公共工事ですから、当然、税金を完納していない人なんて、私はとるべきではないと思っていますんで。なぜ、今までだってこういう条件が入ってこなかったか。水戸市あたりはちゃんと入っていますよ、市税完納していなかったらだめですよと。当たり前の条件だと思うんです。

なぜ、そういう当たり前の条件が入ってなくて、こんなところころ、軸がぶれて、ぶれて。だったら大もとに決めたランクとか点数とか、基本的にはこうやります、ああやりますという約束事というのはどこへ行ってしまったんですか。こんなの、そのたびごころころと変わってしまううでしたら、決める必要も何もありませんよ。かえてない方がいいではないですか。そういうふうにするんですけれども。

ちょっと時間が足りません。では、業者さんの方はまた3回目の質問にゆずるといたしまして、またこの中で、実は、これは談合ではないんですが、入札という件に関しまして、先ほど小松議員からも話がありましたけれども、非常に私には摩訶不思議な入札が行われております。小松小学校の屋内運動場の改築工事の実施設計の業務委託という部分でございますが、これ、落札……

議長（関谷 誠君） 制限時間5分前です。

25番（根本正典君） 5分前ですか。では、ちょっとほかはできませんね。

これ、非常におかしいんです。先ほど小松さんも言うておりましたが、1,365万円で契約しております。これは随契です。何で1,365万円の委託契約が随契でできるんでしょうか。財務規則上もできないはずですよ。それで、理由書があるんですよ。全くおもしろい理由書がくつついているんです。「県の指導等に、常に技術確保と向上を図っており、精度の高い成果が期待できる。なお、平成16年基本計画策定の業務委託をしており、現況等にも精通していることから、実施設計業務についても安価にできる」。これ、落札率を見ますと、全然安くないですよ。予定価格が1,370万円ですから、それで1,300万円ですから、ここに書いてあるのはほとんどどうそだということになります。後から勝手につくったものだということになりますんで。

そういうことですので、私の時間配分が全くでたらめということになってしまいましたので、先ほど3点やりましたけれども、あとの2点については、ホロルの湯の洗濯機ですが、これは所在をちゃんとつかんでおいてくださいね。「今調査中です」ではないですよ。もうどれだけ時間がたつんですか。確かに3年前の話ですよ。だけど、私が気がついたのはついこの間なんだから。何で洗濯機みたいなでっかいものが、足が生えて逃げていくわけではないでしょう。「こき使われるから嫌だ」と言って逃げましたか、そんな話じゃないでしょう。きちんと調査をして報告をしてください。

それから、今の退職の問題につきましては、なかなかやはりこれだけというわけにもいかないと思います。人員削減のことにつきましてもありますし、それには、やはり、質の問題等も当然絡んでくるということで、これはまたの機会に譲らせていただきます。甚だ申しわけありませんが。

もう5分しかないということですので、今のことから言わせていただきますと、甚だおかしな随意契約理由書ということになっております。

それから、委託伺いの中でも、随意契約なので、契約の方式とはこれこれこういう理由に関してよくなっておりますよということにチェックが入ったりしていますが、これも全く意味不明でございます。なぜこのようなことができるのか。

また、先ほども申しましたように、予定の工事とか、実際執行されたものについてはホームページ上に掲載をされるわけですが、この工事に限っては、もっと小さな工事が予定表、それから落札表にも、両方にも出ているにもかかわらず、一切町の事業として掲載されていませんからね。この辺何か理由があるのでしょうか。私は、その辺も非常に不思議に思っております。ほかの随意契約もちゃんと載っておりますよ。それで、ほかは、皆さん随意契約は50万円以下しか、こういうことではたらない。それから、随意契約といえども2社以上から見積もりを徴しなければならない、ほかの小さな工事も全部そうやっております。なぜこれだけこんな、1社しか見積もりをとらない。しかも、金額も1,300万円、消費税込みで1,365万円、こういうのがなぜできるのか、説明をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。残った分については、次回また同じような機会に譲りたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 入札制度の件であります。根本議員、資料の中を分析しながら、1点、2点、3点、4点ということでご質問がございましたが、私個人としては、書類の分析もいたしておりません。それですから、それに対する反論とか、そういうこともございませんが、全体的に申し上げますと、誓約書、そういうものをとりながら、決議をとっ

て入札を執行したものであります。そのほか、点数、ランク制、小学校の随意契約、それについては担当課長よりご説明を申し上げます。

議長（関谷 誠君） 学校教育課長。

〔学校教育課長所 道彦君登壇〕

学校教育課長（所 道彦君） 根本議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

小松小の随契の理由でございますけれども、本年7月に実施設計を委託するに当たりまして、基本計画業務で現場を熟知しまして、資料等の集積がございまして、経費削減が図れると判断いたしまして、地方自治法施行令の167の2により、財団法人茨城県技術公社としたものでございます。

以上でございます。

議長（関谷 誠君） 管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

管財課長（海野勝美君） 町のホームページへの公表でございますけれども、本町の公表の要綱に基づきまして、公共工事、さらにコンサル、それから委託、その3種類について公表してるところでございます。

〔「載ってねえだっぺ、ホームページ言うたって」と呼ぶ者あり〕

管財課長（海野勝美君） 基本的に、随契につきましては、所管課の方で……

〔「随契でも載っているから見てみな。随意契約でちゃんと書いてあるのがある。載っているから見てみな、ホームページ。それから、下水道工事なんかでも、まるっきりでたらめだからね。あそこに載せている工事名というのは。終わっただからしょうがない」と呼ぶ者あり〕

管財課長（海野勝美君） 基本的に、随契につきましては、所管課の方で執行という形になってございます。

議長（関谷 誠君） 以上で、25番根本正典君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第15号、22番松崎信一君の発言を許可いたします。

22番松崎君。

〔22番松崎信一君登壇〕

22番（松崎信一君） それでは、通告制による一般質問をさせていただきます。

本年2月1日に1町2村が対等合併になり、城里町が誕生いたしました。順調に合併が進めば、2006年3月には県内の市町村数は44になる。そして、合併して、町とか村として残るのが幾つになるか、今のところ、本県においては、大子町と東海村しか、合併して町となっているのは城里町だけで、ほとんどが市制を導入すると聞いております。

本町においても、3月の定例会と比べ、大きく変わっております。私が3月定例会に取り上げました隣接地の市町村の中でも、財政圧迫が背景にあるため、9月21日の新聞記事のように、国保病院事業の設置条例を廃止し、2006年3月末で病院経営から撤退し、今後

は病院の民間移譲の可能性を探り、本年10月に民間公募を始める方針とか、そして、水戸市との合併を視野に入れるとの報道でありました。

現在本町では、特別職においては歳費の減を行っているとか。そして、6月の定例会には、職員の人件費削減について何人もの議員さんから質問がなされました。人件費の削減とは、私から見れば、役場職員数の減が大きなウエートを意味するわけで、町長は幾ら執行者とはいえ、来年度からやめてくれとも言えず、また、残ってくれとも言えず、非常に困惑した顔を私は覚えております。役場職員は、幾ら人口の1%以内が望ましいとはいえ、やめさせる権利はなく、何人もの議員さんからの職員人件費削減質問に、町長が答弁いたしました。

課長さん方は、さぞかしつらかったでしょう。一人一人の課長さんの家族との対話、なぜ、おれは、私は、60歳定年を2年残しやめなければならないなど、年金受給までの生活はどうするのかと、今までは60歳定年で、それから臨時職員とかで行ってきたはず。何でことに限ってそのようなことがあるのかなど、家庭でのお話があったはず。もちろん、合併協議会では、学識経験者の方々や各町村議会選出の議員、そのメンバーにも入っていた課長さんが、みずから進退を決心するまでの心をだれが予期したのか。よほど思い余ったの決心であることは言うまでもありません。どこに行っても、金がないとのお答えに、何もできないと町民から陰口を言われ、議会からの追求に、今自分たちができることは来年3月の退職という決断だったと。このご決断に、私は一議員として頭が下がる思いであります。

このようなことが引き金となったのか、7月に城里町をよくする会の方々が、1つ、町長を含め特別職の方々は歳費の削減、1つ、職員はみずから人件費の削減、1つ、議会は1年在任特例を縮小を掲げ、今回約4,500名もの署名を伴い議会に請願を提出いたしました。私個人といたしましては、全く同感でありますし、改革を進めるためにも、また、次の段階に進むためにも必要であると考えられます。

人件費を含む経費節減を執行部に求めることも議員の務め。しかし、自分たちのことはどうだろうか。私を議員に選出してくれたのは、議員ではなく多くの町民である。そして、私が今回間違っただけの提案をしたならば、その判断は議員ではなく多くの町民であることを信じ、信念は貫くつもりであります。

いろいろありましたが、お金がなくても、本町にも明るい話題もございました。城里町立常北中学校のサッカー部の皆さんが、創部45年の歴史の中で県代表207校の頂点に立ち、全国大会に出場したこと。ちなみに、本年度の甲子園大会県代表の藤代高校は114校の頂点だったことを考えれば、とてつもない快挙であります。熱い夏を町民に届けたことは、非常に感動でありました。そして、栃木県の関東大会で前半負けていた試合を後半同点に追いつき、ペナルティー合戦の末に5対4で勝利したとき、全国大会の出場の切符を手にしたときの町長の目頭が赤くなったことを城里町の町民にお知らせし、9月定例会15番目

の質問といたします。

平成18年度の予算編成が、本年度の反省を踏まえ、11月ごろから計画なされようとしていることは、町民もともかく来年度に大きく期待しておるところであります。そのような中で、まず、第1点目として、役場内部の課設置の件でございますが、各課の仕事の役割分担については、ようやく私なりに理解してきたところであります。町民には、まだまだなじみがないとか、職員数が多いため無理やりに行っているようで、特に本庁舎2階は、電気は明るくなったが、対応にしても、すべてにおいて空気が重く、酸素が薄いと思う、そのような声が聞かれますが、私は、3月ごろと比べ、非常によくなったと思っております。私が今回取り上げました、12の課を統合すれば課長さんが6名になり、管理職手当削減につながるのではないかと思います、町長のご意見をお伺いいたします。

2点目としまして、ほとんどの課には課長補佐が2名おります。幾ら管理職で残業手当がつかないとはいえ、仕事の役割分担がきちんとできているのか、本当に課長を補佐しているのかどうか、そのときの残業手当を支払わない額と管理職手当の額を対比した場合、経費の節減となっているのか、数字を挙げてご説明願います。

3点目、また、この課ではこのようなことをだれがなど、案内する対応係ともいいますが、1人ずつぐらいいても差し支えないと思います。各課とも全員が頭を下げてパソコンにしがみついているようでは、町民の方々はだれに依頼することがよいのか、非常に迷うと聞いております。笑顔での対応のためにも、そのような行為にどうお考えなのか、町長にお伺いいたします。

続いて、大きい(2)の土地改良区の統合の件の方に移らせていただきます。

最近では、前任者の方からも質問が出ましたが、県からのため池整備事業などの農業に対する補助金がほとんどなくなり、財源が残り少なくなっている城里町でも補助の額は考えなければならないはず。そのような中、城里町では幾つの土地改良区があり、何人の理事長、役員がいるのか。経費節減の中、城里町では幾つのことから、経費節減の上からも、国や県から統合が進められていると聞いております。その実態を1点目としてお伺いいたします。

2点目として、旧桂・常北地区には、那珂川を挟んで幾つかの改良区がありますが、七会地区にはないと聞いております。補助金の垣根を超えた政策との整合性について、町長にお伺いいたします。

続きまして、3の職員、臨時職員、パートさんの人件費の削減計画についてであります。正職員については、課長さん方が中心で削減に努力しているところですので、まことに聞きづらいところではあります。そのほかの臨時職員、パートさん等、嘱託員さんも含まれますが、町の財務規則にのっとりた採用、再雇用を行っているのか。それから、全体の現在の職員数、臨時職員、パート、嘱託職員数をお知らせ願いたいと思います。

2点目、この職員以外には、旧常北地区においては、労働安全衛生法にある雇用規定に

基づいて再契約していると聞いております。本年2月1日採用となると、7月31日で6カ月間の契約期限となりますが、旧桂・七会地区における再雇用の実態と、その採用方法についてお伺いいたします。

続きまして、(4)の公用車の対応次第でも、経費の節減につながると私は思いますので、例を挙げて町長にお伺いいたします。

8月13日、これは、お盆のTBSの朝5時45分のみのもんたの番組の中で、「雇用保険で買う公用車」という題目でございましたが、公務員には雇用保険がなく、一般サラリーマンから集めたお金での使用実態の調査の件でありました。その中で、公用車の件でございますが、大きな話題になりましたので紹介して、その後質問したいと思います。

この調査によれば、平成17年6月の公用車使用例は、土・日を除いて22日間の活動でございました。そのときの経費について、このような説明がございました。月41万円の運転手を置き、そのときの経費は、車の購入代、車検代、その他経費をあわせると年間1,092万円で、月にすると実に91万円かかるとの計算になると、そのようなご指摘でございました。

ところが、ここからが問題でございまして、タクシーを使用した場合に、距離からすべてを計算すると、1カ月3万円で済むということがわかりました。皆さんの中にも見た方がいるでしょうけれども、3万円で済むと。この事を踏まえ、ただいまより公用車について幾つかお伺いいたしたいと存じます。

1点目として、本庁舎の公用車は現在何台あって、使用実績の実態はどのくらいあるのか。また、何人の運転手が担当しているのかお伺いいたしたいと思います。

2点目、大型バスの公用車が、合併前と比べてほとんど使用されなく、また、土・日はゼロに等しいと。しかも、子供会や長寿会の利用が、今までと違い非常に不満があると聞いております。先ほどののみのもんたの例ではありませんが、土・日、何台ものバスがあるのならば、その都度民間業者に依頼した方が経費節減となると、長寿会、子供会への配慮にもなると私は思っておりますが、そのような行為に対して町長のお考えをお伺いいたします。

3点目として、公用車は町長にも議会にも1台ずつあります。使用の際は、町の顔として使用するのでありまして、公平に、だれに見られても差別などないよう対応はしなければなりません。特に、土・日の時間外での使用は、保険関係、経費節減からの点からも大切なことでもあります。そのような点から、町にあります公用車は、修理はどのような方法でやっているのか、どの業者にやっているのか、そのときの各社の単価の競争はどうしているのか、実態をお伺いいたします。

続きまして、(5)の健康増進施設への対応であります。従来よりたくさんの議員から質問を受けている施設でありますけれども、この売り上げとでもいいですか、利用料金合計が平成17年度は1億8,558万9,000円を見込んでおります。しかしながら、一般財源が

らの委託料は2億1,357万3,000円と、当初から2,772万円のマイナスであります。そのほかに、本年度の起債の返済が1億2,400万円であります。この借金返済額と委託料を合計しますと、実に3億3,757万3,000円となり、本年度は1億5,198万4,000円の持ち出しとなります。幾ら入湯税を公社に入れようが入れまいが、大幅な赤字団体であります。また、来年からの起債額は、起債だけで2億1,800万円となる計算だそうです。本年と同じ額をすれば、持ち出しが2億4,598万4,000円となり、この額をどこから捻出するのかとても不安であります。

そこで、本年度中に改革を計画、来年3月には委託料の大幅の減や職員の人件費など、削減策をまとめた改革をしなければならないはずであります。その改善策と現在の職員数と将来への対応を町長にお伺いいたします。

2点目、毎分70リットル、温度25.9度のこの温泉の出が、最近悪くなっていると聞いております。このままで行くと温泉が出なくなるとの話がございしますが、その対応をしているのかどうか町長にお伺いいたします。

3点目、先ほども出ましたが、茨城町の国保病院を民間にゆだねるような状況を見ても、もう考える時期に来ていると私は思います。幾つかの診療所についての町長の今後の方針をお伺いしたいと思います。

大きな項目の6番目の方に行きます。

続きまして(6)の観光施設への対応についてお伺いいたします。

本町には、合併して3つの里がございします。町内外からの観光地となり、現在活動中があります。その一つに、旧常北にあるふれあいの里、本年度の委託金は4,884万3,000円であり、利用等の収入は4,962万円を見込んでおり、差し引き78万円の黒字経営になる計画でございします。ただ、もう一つの、旧桂にあるうぐいすの里につきましては、本年度委託金は3,889万4,000円で、収入予定は2,456万円、差引き1,433万円の赤字。そして、3つ目の旧七会山びこの郷については、収入が800万円ぐらいで、赤字にならない程度と頑張っているようです。執行部においては、この赤字体質にならないような努力は行っていると思いますが、何とか差し引きプラマイゼロぐらいになるような指導はしているのかどうか。草刈りや清掃業務などは本庁の職員が行っていると聞いております。そのような方は使わず、各施設の方々でできないものか。利益が出なくても、大幅に赤字にならないような施策を考えているのか、町長にあわせてお伺いいたします。

続いて、(7)町の町有地の対応について幾つかお伺いいたします。

今回、10月9日、合併後初の町民運動会が1つの場所で開催されます。約1,300台もの駐車場のスペースが必要とされるようです。旧桂・七会の場所でのこれだけのスペースがあるということはわかりません。そのような特例を除いて、本町には眠っている町有地がたくさんあるはず。国や県も、国有林の一部入札による売買や不要地の売買に現在は積極的であります。

そのような中で、1点目として、全町有地の面積はどのくらいありまして、地目はどうなっているのか、そのときの管理はどうしているのか、町長にお伺いいたします。

2点目、その土地の管理は、主にだれが行っているのか。長年の管理費の額を考慮した場合、一般に売買した方が、財政が厳しい城里町にとって最良だと私は思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目、この土地は利用度が少ない、または年間活動が少ない、草刈りや維持費だけで経費がかかり過ぎる等の調査や見直しは行ったことがあるのか、また、その対応を考えているのか、お伺いいたします。

続きまして、(8)の各種委員の報酬見直しを検討することということでございますが、今定例会にも執行部提案の条例案、委員長4,500円、各委員4,000円とありますが、そのような金額の報酬案はいずれ見直してもらいたいと私は思っております。国民健康保険、介護保険の値上げ、給食費の値上げともいいますか、価格の統一、そのかわり敬老会への経費大幅削減など、また、子供会への助成金削減というような金がない城里町、他の町村に比べても、最も低い、見えを張らない報酬額でよいと思っておりますが、町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

また、学識経験者の委員さんの選出においても、どのような基準で行っているのかわかりませんが、都合によりわずか30分や1時間の出席でも4,000円の報酬支払いは、非常に高い。そんな余裕はないはず。そしてまた、いつも同じ顔ぶれ。1回も学識経験者の方の話もせず、また質問もなく、4,000円の報酬を支払うということは、少し考えるべきではないかと私は思っております。ぜひ、来年3月には、そのような条例案での予算計上をしてほしいと私は思っております。町長のお考えをお伺いいたします。

2の水道事業についてお伺いいたします。

合併時の事務調整で、水道料金の加入金の件は、近い将来統一ということで合併したと聞いております。しかしながら、水道事業とは企業会計であります。物を売っての買っただけのことでありますが、今後の水道計画について幾つか町長にお伺いいたします。

1点目として、水道料金13ミリの基本料金は、10立方メートル当たり、旧常北地区1,890円、旧桂地区1,386円、旧七会地区は、今後2,100円。この料金の格差を多くの町民は大変不満であろうと、私に大変投書がありました。この件について町長はどうお考えなのか、来年度予算編成に多くの町民は見ておりますが、ご意見をお伺いしたいと思います。

2点目として、水道に加入する際の加入金が、13ミリで、旧常北地区は10万5,000円であり、旧桂は9万4,500円、これから町長公約の水道を引くといった旧七会地区が15万円では、余りにも理由がつかないはずであります。来年度のこの格差についてもあわせてお伺いいたします。

3点目としまして、いずれにしましても、平成17年度末の基金の残高は約17億8,000万円ほど、平成20年度には地方交付税は38億円とも言われております。本年度対比で約4億

円とも3億円とも減額と聞いております。一刻も早い歳入の増加を町長に期待するはずでありますので、その件につきまして、町長のお考えをお伺いいたしたいと存じます。

4点目として、この水道の全体計画の推進をお願いするわけですが、この計画についてもお伺いいたします。

一番最後の件になります。3番になります。時間も、私も根本議員同様40分しかありませんので、早目に話させていただきます。

区長要望の状況についてお伺いします。

合併した現在、区長さんは52名城里町に誕生しました。七会地区においては初めての区長制度であり、大変であろうと思われれます。しかしながら、合併効果が出るということで明るく考えていたはずの町民は、最近区長さんに頼んでも、議員さんに頼んでも、お金がなく、後ろの土砂崩れも、道路の穴の補修も役場職員がやっているような始末で、頼んでも無理だと。しかも、建設課に言っても金がないの一点張り、区長は町民の板挟みで大変苦労しているというような話をよく聞きます。

私も調査してみた結果、本庁だけの建設課11名と都市建設課の7名を含めると、建設課の当初予算1億6,800万円、都市計画課は1億76万円と、職員数の割には予算が非常に少ない。ちなみに、下水道課は8名に対して予算約12億円、水道課の9名も少ないのでは。技師は、忙しい課もあるので手伝いに行った方がよいなどの声も相当聞かれます。そのような町民の声を十分に考慮し、幾つかの質問をさせていただきます。

合併後の区長・住民からの要望件数は。

2つ目、9月現在の達成度は。

3つ目、区長さんへの対応の実態は。

4つ目、合併前の各区長さんの3地区の引き継ぎ事業の達成度は。

5つ目、そのときの測量設計等の経費をどう考えているのか。合併前の区長さんの地域住民との板挟みになりながらも、交渉できた物件に対する執行率はどのくらいあるのか。

6番目、区長さんからの要望がなくても、例えば、緊急災害の場合の対策はだれがどのような方法で行っているのか。また、桂支所、七会支所にも産業建設課職員が合計で10名いるはずであります。建設関係職員が全部で28名もいる大所帯、みずからの職員で設計も施工もできるのでは。委託業務との請負業務などを行わなくても執行できるのかと私は思います。各支所の事例も踏まえ、災害に対する対応をお伺いいたします。

以上で1回目のすべての質問を終了いたします。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 松崎信一議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。順を追って申し上げたいと思います。

第1点目、町の経費削減策についてということであります。

確かに、来年の3月末には、県内44市町村になって、町村数は12になります。32が市ということでもあります。そういう中で、町としましても、いろいろな点で合併効果が出るような方策として、経費削減等、また、新しい事業等にも取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

まず、第1番目に、各課を統合すれば経費も削減されるのではなからうかということですが、12課が6課ということになれば、課長の管理職手当が減ります。ですから、相対的には職員の人件費の2%は減額。

それから、2点目の課長補佐につきましては、課長を補佐しながら、十分にその職務を認識して働いてもらうように指導をしていきたいと、こういうふうと考えておるところであります。

なお、金額的な経費の問題であります。課長補佐が1人減ることになりますと、5%の減額ということになるわけでありまして、しかし、一般職の時間外としても、1カ月当たりの給料の5%、そういうものを計上いたしておりますので、そういうことに対しては、休日振りかえで対応しておる状況であります。

また、第3点目の各課における窓口の対応であります。議員ご指摘のとおり、やはり、町民に対して笑顔で対応できるような、そういう職場づくり、また、職員の自覚も求めていきたいと思っております。事務改善の中で、早急に対応をしてみたいと思っております。

次に、城里町の土地改良区の問題であります。

土地改良区につきましては、常北地区で6土地改良区がございます。桂地区では2つあります。七会地区はありません。七会地区については、山間急傾斜事業とか、そういう土地改良の事業については、今まで村が直接対応していたものと思われまして。

常北、それから桂地区については、町村が対応していた部分、それから土地改良区が受益者から賦課金を集めて事業をしていた部分ということがありますが、これら土地改良区の合併が、今進められております。来年の3月末までには、桂土地改良区、岩船土地改良区が合併をする予定であります。理事長は、両方とも現在私が務めておりますが、今後は院外理事を置かないということになりますので、受益者の中から、統合した土地改良区の中で理事長が選出されるものと思っております。こういうことにかんがみまして、常北地区においても、来年度中には合併の方向で協議中であります。

なお、それに関連して、那珂川沿岸の土地改良事業が進められておりますが、そういう中で小場江堰、渡里台地、那珂中部、桂、常北東部、千波湖土地改良区、それらの土地改良区が、なお合併に向けて協議を続けておるところであります。それらができますれば、組合員の経常経費の削減、そういうものにつながっていくものと思われまして。

続きまして、職員の臨時職員、パート等の人件費の削減の件であります。これらの数、採用の方法、契約の更新、そういうものについては、担当課長の方からご答弁を申し上げ

たいと思います。

次に、公用車の件であります。公用車の使用実態と今後の対応ということであります。これらにつきましても、中身の台数、業者の検討については、担当課長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

続きまして、健康増進施設への対応であります。議員ご指摘のように、平成17年度予算等では、そのような予算計上をいたしております。また、平成16年度の結果を見てみますと、総収入に対しまして、総支出、それを引いていきますと、7,206万2,764円の赤字になっている。実質単年度赤字ということになります。それらは、入湯税は計算しておりませんが、例えば、入湯税が3,882万9,300円、それを全額入れたにしても、実質的には3,000何百万円という赤字と、そういうことでございます。それらにつきましては、今後町の公共施設の指定管理者制度がありますので、それらを来年の9月までには決定をしなければなりません。そういう中で、民間も含めた公募をしていくと、そういう方向で管理の委託をしていくというような方向で、今検討中であります。

それと、温泉が出なくなるというような話もあるということですが、現場を確認をいたしました。毎分71リッター、温度23度ということで、オープン当初と変わっていないというような現在の状況でございます。いずれにいたしましても、将来にわたっては施設も古くなる、またそれらのための積み立てもしなければならないというような事態がありますので、先ほど申し上げましたような形で、民間委託も視野に入れながら指定管理者制度を取り入れていきたい、そういうふうを考えております。

続きまして、各観光施設、いわゆるふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷、そういうものがあると思いますが、いずれにしましても、それ以外の住民スポーツの施設、また、憩いの村として地域活性化のために寄与してきたことは事実であります。それらの施設が老朽化の傾向にあります。そういう中で、建てかえていくのか、また、維持管理等についてはどうしていくのかということもありますが、これらについても、管理運営を統一しながら、指定管理者制度等も取り入れていくということで、コストの縮減に努めてまいりたいと思っております。また、施設の中でも、やはり、運動施設、そういうものについては、スポーツの面ということでも考えなければならないという一面もあります。いわゆる不採算部門は不採算部門としてはっきりさせていくということも大事ななと思っておりますので、そういう中で検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、利用度の少ない町有地の対応ということで、全町有地の面積はどのくらいか、また、地目は、その管理はということですが、全町有地の面積331万2,493平米であります。その大部分は山林が占めております。しかし、庁舎、消防施設、その他の施設、また学校、公営住宅、その他の施設という宅地絡みの件もありますが、土地の財産管理者は、目的のある公共用財産所管の課、局長、その他の普通財産は管財課長が管理をしておるということになります。利用がされていない普通財産については、今後、土地利

用計画等を十分勘案して、財源確保の観点からも払い下げを検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、非常勤職員の報酬の見直しの件であります。非常勤特別職の職員の各種委員会の報酬の見直しということですが、現在72の委員会がございます。さらに、本定例会において2件の委員会を追加いたしましたので、合計74の委員会になるということですが、報酬につきましては、近隣町村も大体同じような形で報酬を支出しておりますが、合併時において委員会の長が4,500円、委員が4,000円と統一をいたしまして、合併時に調整したものであります。なお、合併前の各町村については、現在の報酬よりなお高いところがあったというのは事実であります。今後情勢等を踏まえまして、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、水道の件であります。

水道事業につきましては、水道料金の各旧町村での現状と今後の水道計画ということでありますが、料金統一、そういうものにつきましては、合併の調整の中では、三、四年を目途として合併協議の中で統合していったら、ということで、了承をされておる経過がございますが、やはり、今までの施設にかかった経費とか、また、今後かかるべき経費であろうと思われるような経費、そういうものも今後蓄えていかなければならないということもございます。また、下水、農集排、そういうものも1自治体、幾つかの制度の中で運用されているのが実際であります。そういう中で、今後の事業の問題、それから老朽した施設を更新していくべき問題とか、そういうものをあわせて、その時点でできるだけ早急に料金改定をしたり、統一をしたりしていきたいと考えております。

水道につきましては、それぞれの企業体といえますが、それが独立したような形で、現在のところ事業は独立して、会計が一本化していると、そういうような関係で予算が計上されております。そういう中で、取水の経費とか維持管理の経費、それによって、それぞれの地域によって違ってまいりますので、そういうものも十分研究・検討をしながら、できるだけ早い時期に料金を見直し、需要がふえれば、水がうんと売れば安くなるかもわかりません。また、経費削減等に取り組んでいけば、企業会計の中でもっと安くなるかもわかりません。そういうことも視点に入れながら、やはり、料金統一も図ってまいりたいと、そういうことであります。

次に、区長要望の件であります。

1点目は、合併後の区長・住民からの要望件数はということですが、総数86件あります。この要望の中で、県道の改良要望が1件、県河川の改修の要望が5件、それぞれ、それらについては県へ要望書を提出いたしております。この結果、町の直接の関係のものは80件という内容であります。この中で、改良要望が11件、町道の舗装・新設が11件、排水口の新設整備が10件ありますが、これらについて、維持補修につきましては、78%ほどの実施率となっております。なお、未実施のもの等につきましては、排水溝の清掃などが

主なものでありますが、件数がまとまり次第実施をしてみたいと考えております。

それから、区長さんへの対応の実態ということでありますが、舗装・新設の要望が11件ありますが、このうち3件については、今年度に工事を行う予定で、現在設計を進めております。維持補修の要望等については、緊急性、安全の確保などに配慮をすべく、現地を確認しながら計画的に実施をしてみたいと思います。

いろいろ要望があってもできないというのは、それぞれの事情があると思いますが、金がないからできないというようなことは言わないように、私もよく言っております。

それから、合併前の各区長さんからの3地区の引き継ぎ事業の達成度はということですが、若干残っておる部分もありますが、引き継ぎを受けた中では、80%が実施されておるというふうに考えております。

その他、測量設計等の経費をどう考えているのかということですが、地域の区長さんのご心配、ご協力には厚く御礼を申し上げる次第ではありますが、合併前の測量等の経費につきましては、いつの時点においても貴重な財源でありますので、今後も適正に活用してみたいと、そういうふうに考えております。また、現在用地交渉が済んでおるような部分については、財源を確保しながら、できるだけ早い時期に実施してみたいと考えておるわけでありまして。

それから、緊急災害時の場合ではありますが、災害復旧事業の場合の災害採択要件を満たさないと災害と認定をされません。これについては、いわゆる国の補助、それから起債、それが100%近くつくわけですので、そういうものを見込んで災害の場合の工事に取り組んでおるといのが実態であります。それですから、国の査定を受けてから実施をすることになりますので、先にやっちゃって終わってしまったというようなことも。できるだけ早くということもわかりますが、そういう財源的なことも一緒に考え合わせながら対応してみたいということで考えております。

台風が発生した際は、町としましても巡回をしたり、災害箇所の把握、そういうものを、簡単な倒木や災害箇所の復旧については、職員等も全力を挙げて、地区を分担して実施をしております。また、要請箇所があれば、河川の樋門、それから管理等、総務課の消防係、そういうものと一緒に、管理・復旧に当たっておるわけでありまして。そういうことで、今後とも十分に対応してみたいと思います。よろしく願いをいたします。

不足の点については、担当課長よりご答弁を申し上げます。

議長（関谷 誠君） ただいま上坪の永山三郎様宅の自宅火災が発生しましたので、お知らせいたします。

総務課長。

〔総務課長森島哲男君登壇〕

総務課長（森島哲男君） それでは、松崎議員さんのご質問で、臨時職員、パート等の件についてご報告申し上げます。

雇用状況といたしましては、現在、町長部局で嘱託職員23名、臨時職員13名、それから、教育委員会の部局で嘱託職員16名、臨時職員51名というふうになってございます。ただ、この臨時職員、教育委員会の分が、特に給食のパートの方が多いわけですが、ワークシェアリングということで、今まで2人で対応した分を4人で対応するとか、2日に1回しか出なくなってしまうとかという形になりますので、人数が多いわけでございます。個々につきましても、一般行政職員で対応できる部分是对应しますし、できない部分については現行のとおり臨時職員、それから嘱託職員ということで対応していきたいと。

ただ、先ほどご指摘のありました、これは広報も関係するんですけども、臨時職員につきましては、6カ月、最長6カ月の延長ができるということになっておりまして、最長1年ということになっておりますが、特に、給食センターの調理師等も臨時職員、嘱託職員であるわけですが、こういう方はなれた方ではないと、なかなか1年ごとに採用では難しいという点もありますので、その辺は嘱託職員等に変えるというような形で今後も対応していきたいと思っております。

なお、採用に当たりましては、今までは公募していなかった部分も相当あるわけですが、今後は公募により採用したいという考えでありますので、よろしく願います。

議長（関谷 誠君） 管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

管財課長（海野勝美君） 松崎議員さんにご答弁申し上げます。

本庁舎の公用車の台数、あるいは実績等でございます。

まず、公用車につきましては、総台数が104台でございます。本庁舎の台数ということでございますが、本庁舎は49台となっております。実績につきましては、9月1日の点検報告、これらを参考にいたしまして積算をしたところ、8月分の使用実績につきましては、各課の平均でございますけれども、600キロ走行している。要は、1日に30キロ程度でございます。何人の運転手が担当かということでございますけれども、各課等におきまして、公務での必要性、それらに応じまして、課員が交互に運転をしているという状況でございます。

公用バスと土・日運行の件でございますけれども、公用バス運行につきましては、5月より運転業務委託により民間に業務を委託し、運行をしているところでございます。基本的には、公用バスの管理規定によりまして、土曜・日曜につきましては運行はしないということとされております。子供会等の任意団体につきましては、運行はしてございませんが、小・中学校の行事、あるいは福祉関係の団体等については、運行をしております。ちなみに、5月から8月までの運行の回数につきましては69回でございますけれども、この土・日につきましては、トータルでは6回程度でございます。健康福祉課、町民課等、あるいは生涯学習課、企画財政課等でございます。さらに、社協ですね。

それから、第3問の公用車の修繕等でございますけれども、町内には整備業者が20社ほどございます。指名願い等を出しておられるのが4社でございます、あと16社については無資格でございますので、随意契約理由書をつくりまして、選考委員会の中で審査を願っているという状況でございます。その20社に公用車の整備点検や修繕等を割り振りまして、修繕等をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 1点答弁漏れがございますので、ご答弁を申し上げたいと思います。

診療所の件であります。これにつきましては、桂診療所、七会診療所がございますが、これらについては、現在関係各課から内部検討委員会をつくって、それらの検討はしてあるところであります。茨城町の国保病院の例がご質問の中にありましたが、やはり、国立病院がそばに来たということで、それらも大きな影響を持って、公設民営というような形になるのではなからうかと、そういうふうに思っております。

七会診療所には病院部門もありますが、これらにつきましても、やはり、済生病院が近くに来るとか、救急消防署が近くへ来るとか、そういう社会的な条件が整った時点、また、地域不安等も取り除きながら、よりよい方向を目指してまいりたいと、そういうふうに考えております。

議長（関谷 誠君） 22番松崎君。

〔22番松崎信一君登壇〕

22番（松崎信一君） あと残り11分だそうでございますので、もう少しお願いしたいと思います。

先ほどの町長のご答弁ではないですが、金がないからできないとは言わないでくれというようなお話がございます。私も全くそのとおりであると思っております。財務省が9月22日発表の国債や借入金の債務残高は795兆8,338億円と、過去最大になったと。そして、原因は、歳入不足を補う国債の大量発行が響き、ことし3月より14兆円ふえたとか。そして、国民1人当たりの借金は631万円であると言われております。ちなみに、町は、一般会計と特別会計をあわせて286億円もの借金と聞いており、町民1人当たりの借金は124万円であります。本年度一般会計が93億9,700万円で、人件費がその中の実に24%を占めております。そして、地方交付税が本年度38億7,000万円、また、来年度以降ますます減額になることは確かであると。来年度、本町一般会計予算が70億円台になっても、80億円台になっても、人件費はわずかしこ減らないと。私はその対策を今から準備しておかなければならないと思いますが、町長のお考えを再度そこでお聞きしたいと思っております。

なお、本年度の常北地区の町税は10億8,000万円に対し、人件費は10億1,600万円、桂地

区においては、4億7,000万円の町税に対し人件費は7億5,000万円、七会地区においては、2億2,600万円に対して、実に倍の5億4,500万円。そして、大切なことは、現在の城里町の基金の残高は17億8,000万円しかないことを考慮してのご説明を願いたいと思っております。

2つ目としまして、まず、課の統合の件でございますが、余りにも課長さんや課長補佐さんが多くなってくると、各課の横のつながりがなかなか保てるのかなと、町民の皆さんに説明しなくてもわかってもらうには、努力が必要であり、課長補佐さんの仕事の分担がきちんとできているのか、逆に、そのことばかりで、課長への風当たりが強いのではないかと私は思います。内部からもそのような声が、私にはたくさん伝わってきております。それを見きわめるのも町長の役目、よく各課とのコミュニケーションを図って、改善できるものは改善し、経費の節減に努めていただきたいと思います。この件について、町長にもう一度ご答弁願いたいと思います。

3つ目につきましては、土地改良区の件につきましては、現在やっているというようなことですので、これ以上の質問は差し控えさせていただきます。親方ばかりが多くて、経費が多くかかり、大変なのは担当職員ばかりであります。たまには町長も職員の意見を聞くことも、改善の前進につながるのではないかと私は思います。ぜひ出向いて、ひとつ土地改良区の方の役員さんといいますか、事務員さんの方の話も聞いていただきたいと要望いたします。

3つ目としましては、温泉施設と観光施設への委託料の削減ということでございますが、指定管理者制度によく照らし合わせて、来年は民間公募を行うというような町長のご答弁がございました。私も全く同感であります。入湯税を入れても赤字であると。現在7,200万円程度の赤字があるというようなことから、その町長の判断は適切ではないかなと私は思っております。

次に、観光施設の件でございますが、ここで3つ目の質問になりますけれども、夏場に、オートキャンプ場の建物は、戸閉め状態の物産センターであります。少しでも財源確保、持ち出しの制限を考えたならば、早急に対応が必要ではないかと。改革のスピードが少し遅いように私には思えます。温泉施設同様、早い決断が今は必要ではないかということで私は思っておりますが、町長のご決断のほどをお伺いしたいと思っております。3点目です。

それから、水道の料金の格差につきましては、町長から今ご答弁がございまして、町長も選挙公約であります七会地区への水道事業は、価格をぜひ統一して、早期に実現できるよう努力していただきたいと思います。この料金の格差がある限り、なかなか町長の言わんとする垣根を超えた行政にはなっていないかなと、私はそのように心配している身であります。

そして、下水道事業におかれましては、ここが私が最も言いたい4点目でございますが、

旧常北と桂地区のみであります。水が引かれない状況での旧七会村民も町税は平均に納めているはずであります。その税を常北地区と桂地区だけで使用することは、私には感心しないからであります。痛みを伴うならば皆平等ではないか、そのような声が聞こえているような気がいたしますが、町長の一刻も早い対応を期待いたします。

続きまして、区長要望の件でございますが、達成率のことも聞きましたが、現在まだ旧常北町のセーフティーゾーンが災害箇所につき放しであります。前任の区長が、よく地域の住民に説明し、説得した物件を測量まで経費をかけ、あとは知らんぷり、セーフティーゾーンの赤いのをそのまま置き放されて、そうかと思えば、合併協で箇所づけを行ったとはいえ、真新しい測量ぐいの箇所を早急に施工しているところがある。それはどのような対応なのか。

旧常北地区では、災害復旧がいまだにできないところもあります。建設課に聞いてみたら、先ほども申し上げましたが、お金がないというようなことがありましたが、それは言うなということですので言いませんから、実態を早急に把握していただきたい。これは、執行者の判断がそういうことで行っておりますので。

合併前については、ある程度各担当課の方で対応できたとかということがあります。手続が少し難しいんじゃないかなと。何でも管財課、管財課。災害復旧ぐらいは建設課独自でいいんじゃないかなと、そういうふうに私は思っておりますが、その辺についてもう1回お伺いしたい。

4つです。現在の国・県の手続等について、できるだけ今簡素化が指導されております。本町においては、先ほども言いましたが、事務的処理がほとんど管財課、管財課で、より難しくして決断まで時間がかかるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。ある程度できるものは、管財課にばかりでなく、頼らず、やらせず、各課で対応の方がよいのではないかなと私は最近つくづくそう思います。町長のお考えをお伺いし、2回目の質問にさせていただきます。

議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 平成18年度の財源、そういうものについてのご質問でございますが、いずれにしても、長いスパンで考えていけば、基本的には、やはり、町民が裕福になって町税が上がってくるということが大事かなと思います。

そういう中で、企画担当にも話してはおりますが、やはり、こういう時代になってきて、大規模な工場とか、そういうものはなかなか難しいと思いますが、城里町に合ったような、そういう地域の立地ができるような企業、そういうものもあると思いますので、そういうものも現在の土地利用の中で十分に検討しながら、財源確保にも努めてまいりたいと思っております。

また、同じぐらいの人口規模の予算規模を見ますと、93億円というのは2万3,000人で

は、かなり県内では多い方であります。そういう中で、もう少し工夫をしながら平成18年度の予算を確保をしていきたいと、そういうふうに思っております。

次に、課の統廃合の件であります。合併してようやく7カ月を経過をいたしました。職員同士の顔もわかるようになったし、気持ちもわかるようになったと思いますので、そういう中で、風通しのよい職場にしていきたい。それが、やはり、町民に対する笑顔に返ってくるのではないかと、そういうふうに思っておりますので、そういうことで、私も各担当課、また担当職員ともコミュニケーションをとりながらやってまいりたいと考えております。

それと、観光施設の中で、いわゆるふれあいの里の物産センターの件かと思いますが、これについては、会社側としましては、町へ返還したということになっておりますので、今度は町の方がそれをどう使うかということで、ふれあいの里の中の施設として生かして使っていけるように対応してまいりたい。私がこっち側にいて、向こう側にも私がいるというような変な関係の会社と町であります。その中で生かしながら使っていきたいと、そういうふうに考えております。

それと、七会の下水道事業の件であります。本来ならば農業集落排水事業、そういうものを取り入れながら整備を進めるべきだと思いますが、今の農林水産関係の予算の箇所づけ、そういうのを見ますと、非常に採択基準が厳しくなっております。そういう中で、以前ならば少しくらい離れていてもなるだけ一緒に事業を区域として入れていったということが、今度は逆になるだけ切り離すというような国の方の方針であります。

そういう中では、農業集落排水事業はなかなか難しいのではないかと、そういうふうに認識をしておりますが、できるだけ合併浄化槽の普及を推進しながら、補助制度もございまして、そういう中で、七会地区、また、桂のそういう農業集落排水が入らないところ、常北地区の離れたところ、そういうものは合併浄化槽で対応していった方が、私はより効率的なものになるのではないかと考えておりますので、そういう中で対応してまいりたいと考えております。

それと、区長要望の件であります。未実施地区については、十分調査をかけまして、後になるものが先になるとかそういうことではなくて、それぞれの事情があると思いますが、できるだけ公平な順番で実施できるようなふうに行ってまいりたいと思っております。以上であります。

議長（関谷 誠君） 22番松崎君。

〔 2 2 番松崎信一君登壇 〕

2 2 番（松崎信一君） あと3分あるとお聞きしますので、急ぎます。

本日の定例会といえ、9月の定例議会に、私を含め15人もの議員からのご意見やら質問がございました。それは、財政上の建て直しや経費の節減、財源の確保に関して、議員が皆真剣に取り組んでいる成果だと私は思っております。3月の定例会の私の予算について

の質問に、町長は、財政については赤信号が点滅すると答弁なされました。私も、この過疎地域自立促進計画書がございますが、平成17年、21年度の12ページに載っておりますけれども、公債比率負担率が平成15年18.8%と、経常比率98.8%の数字と、地方債の現在高140億円を見たときに、何を考えるのか。旧七会さんの場合は、平成15年度は公債費負担率は21.7%、経常収支比率は91.1%と、私は、やはり、町長が申すまでもなく、赤信号の点滅と考えております。議員必携の中にもございますが、決算認定の財政運営の適否の総合的判断の仕方としましては、3つの視点がございます。その弾力性については、経常収支比率が75%以下が、また、公債費の比率は12から13%以下が望ましいとなっております。そのことをオーバーしたならば、監査委員の意見書にその判断が示されているように、今度の財政運営の改善とよりよい健全化に向けたより一層の努力が必要ではないかと思ひまして、私の要望としましてそのことをつけ加えまして、最後の質問とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（関谷 誠君） 以上で、22番松崎信一君の一般質問を終結いたします。

会議時間の延長

議長（関谷 誠君） 会議時間を延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催しますので、議会事務局にお集まりください。

なお、その他の議員の皆さんは議員控え室でお休みください。

午後 4時38分休憩

午後 5時08分開議

議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程の変更

議長（関谷 誠君） ここで日程の変更についてお諮りいたします。

あす第3日目の9月28日は、本会議を予定してまいりましたが、休会にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、あす第3日目の9月28日は休会することに決定しました。

散会の宣告

議長（関谷 誠君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、第4日目は休会ではありますが、全員協議会を午前10時から本議場において開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、第5日目、9月30日は、午前10時に本議場において再開し、質疑から入りますので、時間厳守の上ご参集くださいますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 5時10分散会